

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の
令和4年度における業務の実績に関する評価

令和5年

文 部 科 学 大 臣

日本私立学校振興・共済事業団年度評価目次

1-1-1	評価の概要	p 1
1-1-2	総合評定	p 2
1-1-3	項目別評定総括表	p 4
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	p 7
	項目別評価調書 No. 1-1 補助事業	p 7
	項目別評価調書 No. 1-2 貸付事業	p 15
	項目別評価調書 No. 1-3 経営支援・情報提供事業	p 24
	項目別評価調書 No. 1-4 寄付金事業	p 36
	項目別評価調書 No. 1-5 学術研究振興基金・資金事業	p 43
	項目別評価調書 No. 1-6 減免資金交付事業	p 46
1-1-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	p 49
	項目別評価調書 No. 2-1 効率的な業務運営体制の確立	p 49
	項目別評価調書 No. 2-2 経費等の見直し・効率化	p 53
	項目別評価調書 No. 2-3 契約の適正化	p 58
	項目別評価調書 No. 3-1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	p 62
	項目別評価調書 No. 3-2 財務内容の管理の適正化	p 66
	項目別評価調書 No. 3-3 人件費の適正化	p 68
	項目別評価調書 No. 3-4 予算、収支計画及び資金計画	p 70
	項目別評価調書 No. 3-5 短期借入金の限度額	p 79
	項目別評価調書 No. 4-1 内部統制に関する事項	p 80
	項目別評価調書 No. 4-2 情報セキュリティに関する事項	p 84
1-1-4-1	項目別評価調書 No. 4-3 事業に関する情報開示	p 87
1-1-4-2	項目別評価調書 No. 4-4 施設・設備に関する事項	p 94
	項目別評価調書 No. 4-5 人事に関する事項	p 95
	項目別評価調書 No. 4-6 研修等助成に関する事項	p 98
	項目別評価調書 No. 4-7 中期目標期間を超える債務負担	p 100
別添	中長期目標、中長期計画、年度計画	p 101

1-1-1 中期目標管理法年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	日本私立学校振興・共済事業団	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	私学助成課、桐生崇
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、次田彰

3. 評価の実施に関する事項
令和5年7月14日～8月4日の期間において、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の評価等に関する有識者会合委員に対し、メールにて主務大臣の評価案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1-1-2 中期目標管理法年度評価総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		B	B	B	B	B
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる事業もあるが、法人全体の評価としては、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。</p> <p>○中期計画等に定められた以上の進捗の認められた業務については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付事業の安定的な運営を図るための取組においては、中期計画・年度計画で目標にある令和4年度末でのリスク管理債権の割合が2.1%以下となっているところ、<u>実績値で1.57%に抑えている。</u>(p23 参照) ・経費等の見直し・効率化における自己収入の確保においては、年度計画で8百万円以上の確保とされているところ、<u>令和4年度の実績は10百万円となっている。</u>(p56 参照) ・事業に関する情報開示における公表資料のホームページへの掲載については、<u>公表が義務付けられていない資料についてもホームページに掲載する取組を、平成21年度より継続して実施している。</u>(p91 参照) <p>などの実績が認められる。</p> <p>○中期計画等に定められたとおり、概ね着実に実施された業務については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業については、私立学校振興政策に沿った適切な配分を行うとともに、申請ミスを防止するため発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することなどにより、<u>再発防止に向けた取組を継続して実施している。</u>(p10 参照) ・貸付事業については、借入ニーズに的確にこたえるためのアンケートや相談会等を実施するとともに学校法人のニーズに応じた融資制度の見直しを行うなどしている。(p16 参照) ・経営支援・情報提供事業において、私立学校の教育改革及び経営改善への支援のため、<u>経営相談や研修会等の講師派遣経営に関する資料提供等を実施している。</u>(p26 参照) <p>などの実績が認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事案の発生要因の分析と再発防止に向けた取組を充実するとともに、補助金の申請ミス防止に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。(p10) ・貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、貸付規模を可能な限り確保するための取組を引き続き行うことが望まれる。(p16) ・結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を引き続き行うことが望まれる。(p59) ・引き続き、第4期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。(p64)

その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成27年6月30日文科科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする）」p10）

- S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法年度評価項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 補助事業	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	1-1	
(1)補助金の適正な配分	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)補助金の適切な配分のための取組	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(3)補助金申請段階のミスの防止を図る取組等	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
2 貸付事業	B	B	B	B	B	1-2	
(1)学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)貸付事業の安定的な運営を図るための取組	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)		
3 経営支援・情報提供事業	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	1-3	
(1)教育改革及び経営改善等に向けた支援の取組	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)教育及び経営に関する情報の分析・提供	(A)	(B)	(B)	(B)	(B)		
4 寄付金事業	B重	B重	B重	B重	B重	1-4	
(1)財政基盤確立に向けた利用促進のための取組	(A)	(A)	(B)	(B)	(B)		
(2)寄付金を確保するための取組	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
5 学術研究振興基金・資金事業	B	B	B	B	B	1-5	
6 減免資金交付事業			A	B	B	1-6	
2. 業務運営の効率化に関する事項							
1 効率的な業務運営体制の確立	B	B	B	B	B	2-1	
(1)組織と人員配置の見直し	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)情報システムの適切な整備及び管理等					(B)		

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
2 経費等の見直し・効率化	B	B	B	B	B	2-2	
(1)予算の執行状況の定期的な精査	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)経費の見直し、効率化	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(3)自己収入の確保	(A)	(A)	(B)	(B)	(A)		
3 契約の適正化	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	2-3	
(1)一般競争入札の状況	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)一者応札の改善に向けた取組	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(3)契約状況の監事による監査とその公表	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
3. 財務内容の改善に関する事項							
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	B	B	B	B	B	3-1	
(1)収支計画に沿った適切な運営	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)自己収入確保の状況・当期純損失の発生解消	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
2 財務内容の管理の適正化	B	B	B	B	B	3-2	
(1)経費配分、業務運営の効率化	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)財務状態の健全性確保	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)		
3 人件費の適正化	B	B	B	B	B	3-3	
4 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	3-4	
5 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	3-5	

1-1-3 中期目標管理法年度評価項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
4. その他業務に運営に関する重要事項							
1 内部統制に関する事項	B	B	B	B	B	4-1	
(1)法人のミッションの周知徹底	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)内部監査の充実・強化	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(3)リスク管理	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
2 情報セキュリティに関する事項	B	B	B	B	B	4-2	
(1)セキュリティ研修	(B)	(B)	(B)	(A)	(A)		
(2)セキュリティ監査	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
3 事業に関する情報開示	B	B	B	B	B	4-3	
(1)ホームページ等を活用した情報開示	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
(2)公表資料のホームページへの掲載	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)		
4 施設・設備に関する事項	B	B	—	B	B	4-4	
5 人事に関する事項	B	B	B	B	B	4-5	
6 研修等助成に関する事項	—	—	B	B	B	4-6	
7 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—	4-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書No.」欄には、本評価書の項目別評価調書の項目別調書No.を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 補助事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」にも掲げられており、喫緊の課題であるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0188

2. 主要な経年データ																				
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）												
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度						
アンケート 理解度 （全体）	計画値	90.0%以上	90.0%	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	予算額（千円）	317,614,189	318,296,484	308,404,291	298,331,302	298,713,342						
	実績値	—	98.4%	98.3%	98.3%	—	99.5%	99.7%		決算額（千円）	318,838,888	318,538,567	309,551,203	295,468,839	299,810,512					
	達成度	—	109.3%	109.2%	109.2%	—	110.6%	110.8%												
説明会 実施回数 （実践編）	計画値	9回以上	—	9回以上	9回以上	9回以上	9回以上	9回以上	経常費用（千円）	318,837,697	318,514,246	309,527,559	295,491,690	299,803,072						
	実績値	—	9回	10回	10回	—	—	—							経常利益（千円）	-389,306	-406,322	-369,220	-368,244	-349,829
	達成度	—	—	111.1%	111.1%	—	—	—												
説明会 実施回数 （基礎編）	計画値	8回以上	—	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	行政サービス 実施コスト （千円）	315,305,082	—	—	—	—						
	実績値	—	8回	8回	8回	—	—	—							行政コスト （千円）	—	318,514,289	309,527,657	295,491,731	299,803,125
	達成度	—	—	100.0%	100.0%	—	—	—												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p>1 補助事業</p> <p><指標> ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分が行われたか。</p> <p><目標水準等の考え方> ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分が行われたか。</p> <p><指標> ・文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか（有識者の意見を参考に判断する）</p> <p><関連指標></p>	<p>1 補助事業</p> <p>(1) 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月18日改正（取扱要領・配分基準） ・令和5年3月6日改正（取扱要領・配分基準） ・令和5年3月8日改正（配分基準） <p>(2) 補助金の適切な配分を行うための取組</p> <p>①令和4年度の配分方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等改革総合支援事業 <p>「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・</p>	<p>1 補助事業</p> <p>〈評定〉B</p> <p>(1) 補助金の適正な配分</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行った。</p> <p>(2) 補助金の適切な配分を行うための取組</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 一般補助において、教育の質に係る客観的指標の本格的な導入を</p>	<p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 補助金の適正な配分</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> —</p> <p><その他事項> —</p> <p>(2) 補助金の適切な配分を行うための取組</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 一般補助において、教育の質に係る客観的指標の導入や、校舎等の耐震化率促進のため、「情報公表の実施状況」の項目の</p>	

<p>・各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況：平成 29 年度実績値（又は平成 30 年度実績値）を基準とする。</p> <p><目標水準等の考え方></p> <p>・文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか：有識者の意見を参考に判断する。</p> <p>・補助金の配分の基礎となる各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足の状況、教育情報・財務情報の公表状況について、増減の厳格化など一層メリハリある配分・重点支援を実施した効果を検証する必要があることから、平成 29 年度実績値（又は平成 30 年度実績値）と比して、改善状況を毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p><重要度></p> <p>・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」にも掲げられており、喫緊の課題であるため、重要度を「高」とする。</p> <p><3 期中期評価：主な課題、指摘事項></p>	<p>伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援するため、次のとおり選定した（一般補助・特別補助）。</p> <p>【タイプ及び選定校数】</p> <p>タイプ 1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」…102 校</p> <p>タイプ 2 「特色ある高度な研究の展開」 … 44 校</p> <p>タイプ 3 「地域社会の発展への貢献」 …169 校</p> <p style="text-align: right;">(24 グループ含む)</p> <p>タイプ 4 「社会実装の推進」 … 48 校</p> <p>・「教育の質に係る客観的指標」による設問の見直し</p> <p>令和 4 年度の財政制度等審議会の建議等を踏まえて、達成度が高い初年次教育の実施やナンバリングの実施などの指標を見直したほか、卒業生の就職・進学等の状況の把握などの指標を導入した（一般補助）。</p> <p>・教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む私立大学等の支援</p> <p>大学の枠を超えた緊密な連携の下、複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共有と効果的・効率的な活用等により、教育研究機能を拡充し、社会への更なる貢献に取り組む大学等のグループを支援した（特別補助）。</p> <p>・私立大学等における数理・データサイエンス・AI 教育の充実の見直し</p> <p>令和 3 年度における各取組内容の見直し・整理を行い、各取組の補助要件を高度化した（特別補助）。</p> <p>・大学院における研究の充実の見直し</p> <p>教授等への女性の登用の一層の推進に取り組む大学を支援するため、「大学院における研究の充実」について、女性の在籍率が学長・副学長・教授は 23.0%以上、准教授は 30.0%以上の両方に該当する場合に調整率を上乗せして増額支援した（特別補助）。</p> <p>・豪雨等災害からの復興支援</p> <p>「令和 4 年台風第 8 号、第 14 号・第 15 号」により被災し、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立大学等を設置する学校法人に対し、教育研究活動の円滑かつ迅速な再開に寄与することを目的として増額措置の支援を行った。また、被災</p>	<p>通じたメリハリある配分を継続するとともに、特別補助における交付要件・対象の見直し等を行った。</p>	<p>見直し等を通じてメリハリある配分を継続している。</p> <p>また、特別補助においては数理・データサイエンス・AI 教育の充実が図られるようにする等適宜交付要件・対象の見直し等を行った。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	---	---	---

<p>社会に求められている教育へのアクセス向上や大学教育の質の向上等の課題に対応するための方策や、補助事業の効果検証・その結果を踏まえた見直し等について、文部科学省と連携して、検討・実施することが求められる。</p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：実践編 9 回以上、基礎編 8 回以上（平成 28 年度実績値：実践編 9 回、基礎編 8 回）、理解度 90%以上（平成 28 年度実績値：実践編 94%、基礎編 87.5%） アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：達成された場合、B 評定とする。 アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか：達成された場合、B 評定とする。 <p><3 期中期評価：主な課題、指摘事項></p> <p>会計検査院の検査報告における指摘事項の再発防止策については、学校法人に対し、事</p>	<p>した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対し、その事業費の一部について増額措置の支援を行った（特別補助）。</p> <p>（3）補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行った。</p> <p>①私立大学等経常費補助金説明会の実施</p> <p>令和 3 年度に引き続き、補助金制度へのさらなる理解の促進のため、参集式の説明会に代わるものとして、「いつでも、誰でも、何度でも」利用できる「学内研修用教材（音声解説付き）」を令和 4 年 7 月 26 日に電子窓口により配付するなど、以下のとおり実施した。</p> <p>学内研修用教材は、いつでも時間を気にせず、誰でも何人でも、何度でも視聴できる利点があるほか、学校の負担（旅費、時間等）の軽減や学内での研修等での活用も期待できるものである。</p> <p>また、令和 3 年度の学内研修用教材配布時に行ったアンケートの結果を踏まえ、内容の改善・充実を行った。</p> <p>（基礎編）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎編では、従前、補助金業務の初心者に理解してほしい内容（制度の概要・調査方法・計算方法）としている。 <p>なお、電子窓口に掲載したことは、各法人の補助金事務担当者宛てにその旨メールで通知している。</p> <p>（実践編）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践編では、従来の配分方法の変更点及び会計検査院実地検査状況等に加え、新規に「私立大学等改革総合支援事業」、「教育の質に係る客観的指標」、「実際にあつ 	<p>（3）補助金申請段階のミスの防止を図る取組等</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>参集式の補助金説明会は開催せず、「基礎編」及び「実践編」の内容について、「学内研修用教材（音声解説付き）」として充実を図り、学校法人へ電子窓口を通じて配付した。</p> <p>また、会計検査院の実地検査状況の説明において、不当事項として指摘された事項について、申請ミスの発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することにより注意を喚起し、再発防止を促した。</p>	<p>（3）補助金申請段階のミスの防止を図る取組等</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集式の補助金説明会は開催せず、電子窓口に学内研修用教材を掲載し、私立学校の負担を軽減し、学内研修資料として活用されるよう整備している。</p> <p>また、会計検査院の実地検査状況の説明において、前年度の不当事項として指摘された事項について、申請ミスの発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することにより注意を喚起し、再発防止を促している。</p> <p>なお、コロナ前の状況に戻りつつあるが、今後の説明会については、デジタル化も含め効果的な実施方法を検討されることが望まれる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、事案の発生要因の分析と再発防止に向けた取組を充実するとともに、</p>
---	---	---	---

<p>例も含めた文書での注意喚起などの取組を適時・適切に行っているが、依然として、指摘を受ける事案が生じていることから、補助金の適正な申請等に向けて、引き続き、周知内容の充実を図るなどの取組が求められる。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>引き続き、事案の発生要因の分析と再発防止に向けた取組を充実するとともに、補助金の適正な使用に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。</p>	<p>た申請の誤り」の3点を作成して配付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立大学等改革総合支援事業」及び「教育の質に係る客観的指標」についての資料は、令和4年度の変更点と申請上の留意点について設問ごとに詳しく説明し、変更点の理解を深め、申請ミス防止するものとした。 ・「実際にあった申請の誤り」の資料については、会計検査院による検査で指摘があった事項や、事業団の実地調査で実際にあった申請ミスの事例を詳しく解説することにより、同種の事態を引き起こさないよう、再発防止を促すものとした。 <p>②私立大学等経常費補助金説明会の理解度</p> <p>学内研修用教材の資料掲載時にアンケートを実施し、理解度は99.7%で、目標値90%を超えた。</p> <p>③補助金交付法人への実地調査</p> <p>補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、46法人58校に対して、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去5年間未実施、私立大学等改革総合支援事業の選定校、補助対象となつてから一度も調査が行われていない学校等を対象に実地調査を行った。</p> <p>調査の結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うよう</p>	<p><評定の根拠></p> <p>参集式の補助金説明会は開催せず、電子窓口を通じて配付した学内研修用教材（音声解説付き）により、補助金制度へのさらなる理解の促進に努めた。その結果、理解度は99.7%となった。</p> <p><評定の根拠></p> <p>補助金の適正な執行を確認するため実地調査を行い、調査において申請事務等の指導・助言を行った。また、改革総合支援事業については、チェック機能を強化する</p>	<p>補助金の申請ミス防止に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評定に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参集式の説明会に代えて音声解説付き研修用教材を電子窓口に掲載し、理解度の促進に努めている。また、教材資料掲載時にアンケート調査を実施することにより理解度の把握についても努めており、目標値である90%を達成している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評定に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつも、補助金の適正な執行を確認するため、補助対象となつてから一度も調査が行われていない学校等に調査を実施するなど、申請事務等の指導・助言を行っている。</p>
--	---	--	--

	<p>な「不適正な事項」と判断される事例はなかったが、補助金額に影響する案件については、返還処理を行った。</p> <p>また、調査時には申請内容と証憑書類等との照合と併せて、補助金申請に係る根拠となる資料の整理・保管方法等について助言を行い、補助金の適正な申請について注意を促した。</p> <table border="0" data-bbox="537 383 1187 1197"> <tr> <td>・東北地区</td> <td>青森県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮城県</td> <td>2 法人</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td>・関東地区</td> <td>埼玉県</td> <td>4 法人</td> <td>5 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千葉県</td> <td>3 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都</td> <td>14 法人</td> <td>16 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>神奈川県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td>・中部地区</td> <td>長野県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岐阜県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛知県</td> <td>4 法人</td> <td>6 校</td> </tr> <tr> <td>・近畿地区</td> <td>京都府</td> <td>2 法人</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大阪府</td> <td>3 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>兵庫県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td>・中国・四国地区</td> <td>広島県</td> <td>1 法人</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛媛県</td> <td>1 法人</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td>・九州地区</td> <td>福岡県</td> <td>1 法人</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐賀県</td> <td>1 法人</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>46 法人</td> <td>58 校</td> </tr> </table> <p>さらに、ここ数年、会計検査院による指摘の多かった私立大学等改革総合支援事業については、チェック機能を強化するため、当該年度における選定前の抽出調査（電話・郵送等による要件の確認）を実施しており、令和3年度に引き続き令和4年度においても不当事項はなかった。</p>	・東北地区	青森県	2 法人	3 校		宮城県	2 法人	2 校	・関東地区	埼玉県	4 法人	5 校		千葉県	3 法人	3 校		東京都	14 法人	16 校		神奈川県	2 法人	3 校	・中部地区	長野県	2 法人	3 校		岐阜県	2 法人	3 校		愛知県	4 法人	6 校	・近畿地区	京都府	2 法人	2 校		大阪府	3 法人	3 校		兵庫県	2 法人	3 校	・中国・四国地区	広島県	1 法人	1 校		愛媛県	1 法人	2 校	・九州地区	福岡県	1 法人	1 校		佐賀県	1 法人	2 校	計		46 法人	58 校	<p>ため、交付後の実地調査に加え、当該年度における選定前の抽出調査を実施した。</p>	<p>また、改革総合支援事業についてもチェック機能を強化するため、交付決定後及び選定前の抽出調査を実施している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
・東北地区	青森県	2 法人	3 校																																																																				
	宮城県	2 法人	2 校																																																																				
・関東地区	埼玉県	4 法人	5 校																																																																				
	千葉県	3 法人	3 校																																																																				
	東京都	14 法人	16 校																																																																				
	神奈川県	2 法人	3 校																																																																				
・中部地区	長野県	2 法人	3 校																																																																				
	岐阜県	2 法人	3 校																																																																				
	愛知県	4 法人	6 校																																																																				
・近畿地区	京都府	2 法人	2 校																																																																				
	大阪府	3 法人	3 校																																																																				
	兵庫県	2 法人	3 校																																																																				
・中国・四国地区	広島県	1 法人	1 校																																																																				
	愛媛県	1 法人	2 校																																																																				
・九州地区	福岡県	1 法人	1 校																																																																				
	佐賀県	1 法人	2 校																																																																				
計		46 法人	58 校																																																																				

	<p>④配分方法の変更点、申請上の注意点等の注意喚起及び周知</p> <p>○各調査票を電子窓口に掲載する際、質問が多く寄せられた事項について、Q&Aを添付し周知した。</p> <p>電子窓口掲載状況</p> <p>令和4年 4月 28日 一般補助調査票（学生数等）</p> <p>令和4年 5月 27日 一般補助調査票（収入支出等）</p> <p>令和4年 7月 8日 一般補助調査票（役員報酬等）</p> <p>令和4年 7月 11日 一般補助調査票（教育の質に係る客観的指標）</p> <p>令和4年 7月 22日 改革総合支援事業調査票</p> <p>令和4年 8月 4日 一般補助調査票（追試験等）</p> <p>令和4年 8月 5日 特別補助調査票（人数系）</p> <p>令和4年 8月 19日 一般補助調査票（情報の公表等）</p> <p>令和4年 9月 2日 特別補助調査票（経費系）</p> <p>令和4年 10月 5日 特別補助調査票（人数系）</p> <p>令和4年 10月 7日 一般補助調査票（教員経費等）</p> <p>令和4年 10月 14日 一般補助調査票（認証評価経費等）</p> <p>令和4年 10月 31日 特別補助調査票（経費系）</p> <p>令和4年 11月 8日 一般補助調査票（研究旅費等）</p> <p>令和4年 11月 21日 特別補助調査票（取組系）</p> <p>令和5年 1月 16日 特別補助調査票（経費系）</p> <p>・学校法人の事務担当者が申請内容を見直すための参考資料「事務担当者資料」を電子窓口に掲載した（令和4年4月15日）。</p> <p>・「令和5年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について（通知）」を電子窓口に掲載した（令和4年11月22日）。</p> <p>・令和4年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準をホームページに公開した（令和5年3月8日）。</p> <p>取扱要領・配分基準（令和4年度）</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_r04y.pdf)</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>配分方法の変更点や申請上の注意点等について、電子窓口への掲載、各種研修会、広報誌「月報私学」等を通じて周知することによって注意喚起した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>配分方法の変更点や申請上の注意点等について、電子窓口への掲載、各種研修会、広報誌「月報私学」等を通じて周知することによって注意喚起を行っている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	--	--	---

	<p>配分基準別記8（特別補助）（令和4年度）</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/files/s_tokuho_r04y.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院より不当と指摘される事案が発生していることから、具体的な不当事項を例示した文書を学校法人理事長宛に通知するとともに電子窓口に掲載し、注意を喚起した（令和5年3月10日）。 <p>○私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東私立短期大学協会（令和4年9月5日オンライン） <p>○広報誌「月報私学」による配分方法等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度最終交付状況と配分方法の主な変更点（令和4年4月号） ・令和4年度配分方法の主な変更点等について（令和4年10月号） ・令和4年度第一次交付（令和4年12月号） ・会計検査院の実地検査報告（令和4年12月号） 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	貸付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0191

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アンケート (融資制度)	計画値	89.0以上	—	89.0以上	89.0以上	89.0以上	89.0%以上	89.0%以上	予算額（千円）	122,644,980	121,048,711	115,597,097	109,949,235	105,666,040
	実績値		—	97.1%	91.1%	98.2%	89.8%	93.8%						
	達成度		—	109.1%	102.4%	110.3%	100.9%	105.4%						
アンケート (利便性)	計画値	70.0以上	—	70.0%以上	70.0%以上	70.0%以上	70.0%以上	70.0%以上	決算額（千円）	112,742,446	105,807,989	92,433,536	86,166,485	94,790,659
	実績値		—	94.1%	94.6%	92.9%	91.5%	93.8%						
	達成度		—	134.4%	135.1%	132.7%	130.7%	134.0%						
元金滞納の回収割合	計画値	95.0%上	—	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	経常費用（千円）	4,761,512	3,818,561	3,582,490	2,959,066	2,616,347
	実績値		—	96.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
	達成度		—	101.5%	105.3%	105.3%	105.3%	105.3%						
リスク管理債権	計画値	2.1%以下	3.0%	2.1%以下	2.1%以下	2.1%以下	2.1%以下	2.1%以下	行政サービス実施コスト（千円）	-1,141,717	—	—	—	—
	実績値		1.26%	1.21%	1.26%	1.45%	1.43%	1.57%						
	達成度		158.0%	142.4%	140.0%	131.0%	131.9%	125.2%						
									行政コスト（千円）	—	3,818,592	3,582,808	2,959,098	2,616,388
									従事人員数	18	18	18	18	18

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の改善に向けた取組が行われたか ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度 89%以上、利便性 70%以上（平成 25～平成 28 年度実績平均値：融資制度 89%、利便性 70%） <p><関連指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付規模（平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 28 年度実績平均値）：593 億円 <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか：達成された場合、B 評定と 	<p>2 貸付事業</p> <p>(1) ニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組</p> <p>○資金交付実績（令和 5 年 3 月末現在）</p> <p>一般施設費 235 億円、教育環境整備費 9 億円、災害復旧費 30 億円、特別施設費 170 億円、合計 444 億円。</p> <p>このうち、高度化推進事業（利子助成制度）として校舎等の耐震改築事業に 115 億円、耐震改修事業に 2 億円、病院の改築事業に 170 億円の融資を実行した。</p> <p>一般施設費及び特別施設費のうち返済期間 30 年の貸付額は 123 億円である。</p> <p>①借入ニーズの適切な把握、貸付財源の確保</p> <p>○令和 5 年度以降の借入希望アンケート調査の実施</p> <p>令和 5 年度概算要求に備えて、学校法人における直近の施設整備計画や借入希望額などを把握するために実施した。本アンケート調査は、前年度 2 月に実施した借入希望アンケート調査（毎年度実施、後述）を受けて実施するものであり、前年度 2 月の回答から変更があった場合に回答を依頼した。</p> <p>対象法人数：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校法人（1,103 法人）</p> <p>実施期間：送 付／令和 4 年 6 月 7 日</p>	<p>2 貸付事業</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>借入ニーズに的確に応えるための施策（借入希望アンケート調査、学校法人への訪問、融資相談会等）を実施し、適切に貸付対象となる事業や貸付条件の見直しを行うとともに、貸付財源の安定的確保に努めた。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>借入ニーズに的確に応えるための施策（借入希望アンケート調査、学校法人への訪問等）を実施し、適切に貸付対象となる事業や貸付条件の見直しを行うとともに、貸付の実際の需要に応じて財源を確保した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資制度の改善などを通じて、可能な限り貸付規模を回復す</p>	

<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか：達成された場合、B 評定とする。 ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：達成された場合、B 評定とする。 ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、貸付規模を可能な限り確保するための取組を引き続き行うことが望まれる。</p>	<p style="text-align: center;">提出期限／令和 4 年 7 月 4 日</p> <p>回答法人数：128 法人</p> <p>○令和 5 年度借入希望アンケート調査の実施</p> <p style="padding-left: 2em;">令和 5 年度以降の施設整備計画及び令和 5 年度の事業団資金の借入需要額を把握するため実施した。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、調査依頼と併せ、事業団融資の各種案内文書を送付した。</p> <p style="padding-left: 2em;">対象法人数：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校法人（4,871 法人）</p> <p style="padding-left: 2em;">実施期間：送 付／令和 5 年 2 月 15 日</p> <p style="padding-left: 2em;">提出期限／令和 5 年 3 月 15 日</p> <p>回答法人数：2,400 法人</p> <p>照会結果：借入希望法人 74 法人</p> <p>○学校法人への訪問</p> <p style="padding-left: 2em;">借入ニーズの把握等を目的として、学校法人を訪問した。</p> <p style="padding-left: 2em;">訪問法人数：177 件（162 法人）</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>4 月</td><td>5 月</td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td></tr> <tr> <td>28</td><td>28</td><td>23</td><td>13</td><td>8</td><td>11</td></tr> <tr> <td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td></tr> <tr> <td>23</td><td>13</td><td>15</td><td>2</td><td>5</td><td>8</td></tr> </table> <p>○融資相談会</p> <p style="padding-left: 2em;">令和 4 年度に借入れの希望がある学校法人を対象とした融資相談会を、関西地区で実施した（令和 4 年 6 月 8 日～6 月 10 日、8 法人）。</p> <p>○道府県庁訪問</p> <p style="padding-left: 2em;">事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため、17</p>	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	28	28	23	13	8	11	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	23	13	15	2	5	8	<p>るための取組を引き続き行うことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																					
28	28	23	13	8	11																					
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																					
23	13	15	2	5	8																					

	<p>府県（岩手、宮城、福島、神奈川、新潟、山梨、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、山口、福岡、宮崎、鹿児島）を訪問した。</p> <p>○融資制度変更点の案内</p> <p>令和4年度から実施している幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の案内を、「月報私学」令和4年4月号～令和5年1月号に掲載した。また、借入希望アンケート調査の実施時に学校法人及び道府県に周知し、併せて事業団ホームページに掲載した。</p> <p>○貸付財源の確保</p> <p>令和4年度資金交付額 444 億円 長期借入金（財政融資資金）221 億円</p> <p>②ニーズに応じた融資制度の見直し</p> <p>○利子助成制度の継続及び拡充（令和5年度概算要求事項）</p> <p>私立学校施設の耐震化事業等を引き続き支援するため、現行の利子助成制度を継続することを文部科学省に要望し、令和5年度の継続が認められた。</p> <p>また、貸付期間30年の利子助成率を、20年貸付金利基準から30年貸付金利基準に変更するよう文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>○成長分野への学部再編等を行う学校法人に対する支援（令和5年度概算要求事項）</p> <p>成長分野への学部再編等を行う学校法人の経営資金に対する支援を行うため、教育環境充実資金の貸付期間を5.5年から10年となるよう文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>また、成長分野への学部再編等を行う学校法人の施設整備事業について、貸付額にかかわらず貸付期間を30年とできるよう併せて要望し認められた。</p> <p>○大学病院の施設整備事業に対する貸付金利の見直し（令和5年度概算要求事項）</p> <p>学校法人の負担軽減のため、大学病院への貸付期間30年の金利を引き下げる</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>ニーズの高い利子助成制度の拡充等に努めた。満足度調査において「満足した」の割合は融資制度93.8%、利便性93.8%となった。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>成長分野への学部再編等を行う学校法人に対する支援の拡充や連帯保証人制度の見直しなど、融資制度の見直しを行っている。</p> <p>また、満足度調査において「満足した」の割合は融資制度93.8%、利便性93.8%となっている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	--	---	---

	<p>よう文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>○連帯保証人制度の見直し（令和5年度概算要求事項）</p> <p>社会情勢や学校法人の意向を踏まえ、連帯保証人は「原則として設定」から「必要な法人について設定」するよう文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>○災害復旧融資の継続（令和5年度概算要求事項）</p> <p>東日本大震災及び平成28年熊本地震により被災した私立学校の施設・教育研究活動の復旧を引き続き支援するため、現行の災害復旧融資を継続することを文部科学省に要望し、令和6年3月31日まで制度の延長が認められた。</p> <p>○幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の継続（令和5年度概算要求事項）</p> <p>待機児童問題を解消し、安心して子供を預けられる環境整備を後押しするための支援方策として、幼稚園・認定こども園を対象とする融資について、令和4年度に引き続き融資率を「80%以内又は75%以内」から「95%以内」へ、資産査定額を「純資産の30%以内」から「純資産の40%以内」へ、それぞれ優遇することを文部科学省に要望し、令和6年3月31日まで制度の延長が認められた。</p> <p>○令和4年度融資利用に関するアンケート調査の実施</p> <p>令和4年度貸付法人に対して、「融資制度」「融資の利便性」等について満足度調査を実施した。</p> <p>実施期間：送付／令和5年2月28日・3月20日</p> <p>提出期限／令和5年3月16日・4月3日</p> <p>「満足した」の割合：融資制度93.8%、利便性93.8%</p>		
--	--	--	--

<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合:95%以上(平成28年度実績値(9月・3月):95%) ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合:2.1%以下(第1期中期目標期間～第3期中期目標期間(平成28年度まで)実績平均値:2.13%) <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合:達成された場合、B評価とする。 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合:達成された場合、B評価とする。 <p><3期中期:主な課題、指摘事項></p> <p>少子化を背景として、学生総数の減少が見込まれるなど私立学校の経営環境が一層厳しくなることが予想されるが、適正なリスク管理を行い、引き続きリスク管理債権の抑制に努めることが求められる。</p>	<p>③平成28年熊本地震復旧支援融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度実績:1件(30億円) ○災害復旧融資の継続【再掲】 東日本大震災及び平成28年熊本地震により被災した私立学校の施設・教育研究活動の復旧を引き続き支援するため、現行の災害復旧融資を継続することを文部科学省に要望し、令和6年3月31日まで制度の延長が認められた。 <p>(2)貸付事業の安定的な運営を図るための取組</p> <p>①与信審査における事業の適切性等の検証</p> <p>信用格付(学校法人の特性等を踏まえ、事業団が作成した債務者区分をいう。)に基づき、学校法人に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検証を行った。その際、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会した。</p> <p>貸付審査件数:71件</p> <p>②貸付先法人の信用格付等によるモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ○信用格付に基づくモニタリングの実施 新規滞納法人の発生を抑制するため、令和3年度末貸付残高のある法人1,069 	<p>(2)貸付事業の安定的な運営を図るための取組</p> <p><評価>A</p> <p><評価の根拠></p> <p>信用格付によりリスクを把握し、与信審査の向上に努めた。</p> <p><評価の根拠></p> <p>貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングすることによ</p>	<p>(2)貸付事業の安定的な運営を図るための取組</p> <p><補助評価>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>以下に示す通り、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>信用格付によりリスクを把握するとともに、必要に応じて不動産鑑定士等に照会を行うなど、与信審査の向上に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評価に至った理由></p> <p>貸付先法人の信用格付推移のモニタリングや、経営状況が悪化している法人に対し、調査ヒアリングを行う</p>
--	--	---	---

	<p>法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施した。また、信用格付のデータ更新により推移を確認した。</p> <p>○事業実施状況調査</p> <p>モニタリングの一環として、平成30年度～令和3年度の貸付法人のうち40法人に対して事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。</p> <p>○道府県庁訪問【再掲】</p> <p>事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため、17府県（岩手、宮城、福島、神奈川、新潟、山梨、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、山口、福岡、宮崎、鹿児島）を訪問した。</p> <p>○経営状況が悪化している法人に対する現地調査</p> <p>信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人について、法人概況表や私学情報提供システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況のモニタリングを行い、改善が必要とされる3法人に対し、現地訪問を実施した。</p> <p>なお、現地訪問による聞き取り調査に当たっては、事前に個別法人ごとの問題点を洗い出し、聴取すべき内容を検討したうえで、理事長等法人経営者へのヒアリングを行い、経営状況を把握した。調査後は、調査報告書に基づき、将来的な償還の見込み等を判断するとともに、今後の対応について検討を行った。</p> <p>③新規滞納法人への取組等による債権の確実な回収</p> <p>○返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起</p> <p>令和4年9月の返済に向け、「貸付金にかかるご返済について」をホームページに掲載した（令和4年7月1日）。</p> <p>また、広報誌「月報私学」令和4年8・9月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を掲載し、返済の失念のないよう注意を喚起した（令和4年8月1日、9月1日）。</p>	<p>り、経営状況の早期把握や、返済が遅れている法人に対し迅速な督促を行い、延滞債権の発生を抑制できた。</p> <p>（評定の根拠）</p> <p>広報にて、返済について広く注意喚起を実施するとともに、新規滞納法人への電話督促の徹底により令和4年9月償還分の回収を完了した（年度内回収割合実績値：100.0%）。また不良</p>	<p>ことで、延滞債権の発生を抑えることができている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評定に至った理由></p> <p>返済について広く注意喚起を実施するとともに、新規滞納法人への電話督促の徹底により9月償還分の回収率が100%を達成するなど確実に回収業務を実行できている。</p> <p>また不良債権化の可能性がある法人に対し、私学経営情報センターと連</p>
--	---	---	--

	<p>令和5年3月の返済に向け、ホームページの「貸付金にかかるご返済について」を更新した（令和5年2月1日）。</p> <p>また、広報誌「月報私学」令和5年2・3月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を掲載し、返済の失念のないよう注意を喚起した（令和5年2月1日、3月1日）。</p> <p>○新規滞納法人への取組</p> <p>令和4年9月において新たに元金の滞納が発生した17法人については、初期の電話督促や法人への訪問等により回収に努めた結果、1月までに滞納を解消した。</p> <p>令和4年8月31日・9月5日 1,046法人等に払込通知書送付 令和4年9月15日現在 未収法人17法人 令和4年9月16日～30日 電話督促の徹底、14法人回収 令和4年10月31日・11月7日・令和5年1月23日 3法人回収 元金滞納の回収割合：100%</p> <p>○私学経営情報センターとの連携</p> <p>近い将来不良債権化する可能性のある4法人について、私学経営情報センターとプロジェクトチームを編成した。</p> <p>該当する2法人については、私学経営情報センター職員同席のもと、令和3年度決算書及び令和4年度在籍学生等数に関する資料等の提出を受けるとともに、今後の見通しについて意見交換を行った。</p> <p>上記のうち1法人については、当該法人を訪問し経営状況の確認を行った。また、もう1法人については、当該法人の所轄官庁及び関係団体を訪問し、意見交換及び情報共有を行ったほか、私学経営情報センター職員が現地に赴き、経営改善に向けた経営相談を実施した。</p> <p>④長期滞納法人等への取組によるリスク管理債権の抑制</p> <p>○滞納法人等への督促</p>	<p>債権化の可能性がある法人に対し、経営情報センターと連携して経営改善を促し、貸付債権の回収に努めた。</p> <p>（評定の根拠） 長期滞納法人に対しては、文</p>	<p>携して経営改善を促し、貸付債権の回収に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —</p> <p><評定に至った理由> 長期滞納法人に対して、文書、電話</p>
--	---	--	--

	<p>長期滞納（6か月以上元利金を滞納）している 20 法人に対し、文書、電話等による督促を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納元利金及び延滞金を回収した法人（2 法人） ・滞納元利金を回収した法人（1 法人） ・滞納利息及び延滞金を回収した法人（1 法人） ・延滞金を回収した法人（1 法人） <p>また、リスク管理債権となっている 1 法人から約定元金及び利息が入金され、償還完了となった。</p> <p>○弁護士 の 助力を得た対応</p> <p>長期滞納法人について、顧問弁護士の助力を得て対応した（4 法人）。</p> <p>○リスク管理債権の抑制</p> <p>滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、令和 4 年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合は、1.57%となった。</p>	<p>書、電話による督促を行うとともに、適宜直接現地へ赴き法人の現況を把握するなどして、債権回収に努めた。</p> <p>長期滞納法人のうち、法務対応等を行っている法人について、引き続き顧問弁護士の助力を得ながら対応し、債権の適切な保全・回収を行った。</p> <p>モニタリングの結果を踏まえ、経営改善が必要な法人への聞き取り調査を実施し、現況把握に努めたことにより、リスク管理を行った。</p>	<p>による督促を行い、債権回収に努めた。また、長期滞納法人のうち、法務対応等を行っている法人について引き続き顧問弁護士の助力を得ながら対応し、債権の適切な保全・回収を行っている。</p> <p>令和 4 年度 の リスク管理債権割合は 1.57%となり、評価指標である 2.1%以下は達成している。そのことから適切なリスク管理を実施していると認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	---	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	経営支援・情報提供事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
好事例の提供	計画値	10件以上	—	10件以上	10件以上	10件以上	10件以上	10件以上		予算額（千円）	636,508	600,873	581,510	559,777	473,474
	実績値	—	—	12件	10件	5件	5件	9件		決算額（千円）	550,489	618,022	536,484	506,996	435,445
	達成率	—	—	120.0%	100.0%	50.0%	50.0%	90.0%		経常費用（千円）	548,029	586,576	516,238	480,047	512,884
										経常利益（千円）	-548,029	-586,576	-516,238	-480,047	-512,884
										行政サービス実施コスト（千円）	548,085	—	—	—	—
										行政コスト（千円）	—	586,725	516,340	480,087	512,939
										従事人員数	25	27	26	23	24

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上 <p><関連指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合（平成25年度相談分実績）：51.9% ※相談を受けた年度を含めた過去3年間の収支差額の平均と経営相談後3年間の収支差額の平均の比較 ・経営相談の件数（平成25～平成28年度実績平均値）：72件 	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援としての取組</p> <p>①助成事業総合システムの活用等</p> <p>助成業務が保有する情報を有効活用するために、私学情報提供システム、補助金システム各々のデータベースを集約した助成事業総合システムを令和元年度から稼働させ、経営支援等に係る分析資料作成に利用した。</p> <p>併せて、私立学校の教育改革及び経営改善への支援のため、好事例を一元化データとして収集・提供した。</p>	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>〈評定〉B</p> <p>(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>助成事業総合システムのデータを経営支援等に係る分析資料作成に利用した。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>助成事業総合システムのデータを利用し、また、私立学校の教育改革及び経営改善への支援のため、好事例を一元化データとして収集・提供している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

<p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか：達成された場合、B評定とする。 ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：達成された場合、B評定とする ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ・経営相談の件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 <p><重要度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められていることから、 	<p>②教育研究の質の向上に資する取組への支援、経営相談等を強化するための取組</p> <p>ア アンケートの実施</p> <p>経営相談を受けた学校法人から提出された「令和3年度経営相談に関するアンケート」を踏まえ、学校法人担当者と相談内容について事前確認を丁寧に行い、資料には他法人の新たな取組事例を紹介するなど、経営相談の充実を図った。また、経営相談の内容や質の向上を目的に令和4年度経営相談実施法人へ対して、引き続きアンケートを実施し、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合は100%であった。</p> <p>イ 経営判断指標によるモニタリングの実施</p> <p>○経営判断指標</p> <p>以下の2種類を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速報版（令和4年9月28日に学校法人基礎調査速報データに基づき作成） ・確定版（令和5年3月29日に学校法人基礎調査確定データに基づき作成） <p>○モニタリング</p> <p>以下のとおり2回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・短期大学・高等専門学校法人（664法人）については、経営判断指標速報版によりモニタリングを実施し、経営相談等に活用した。 ・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人（1,394法人）のモニタリングを経営判断指標確定版により実施した。 ・モニタリングでは「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」の状況を把握するとともに、個別法人の経営判断指標を前年度と比較してい 	<p><評定の根拠></p> <p>学校法人等から依頼を受けた講師派遣、指導・助言、資料の作成提供については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校法人等と協議のうえ、可能な限り実施した。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>経営支援の各種取組として、経営相談の実施や研修会等の講師派遣経営に関する資料提供、その他経営判断指標によるモニタリングの実施など多くの取組により私立学校の経営に貢献している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	--	---	--

<p>重要度を「高」とする。</p> <p>< 3 期中期：主な課題、指摘事項 ></p> <p>少子化を背景として、学生総数の減少が見込まれるなど私立学校の経営環境が一層厳しくなることが予想されることから、支援体制の更なる充実が求められる。</p>	<p>る。経営相談等において最新の経営判断指標や過去からの推移を説明し、早期の経営改善を促すためのツールとして活用した。</p> <p>○「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（経営判断指標の集計結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な学校法人経営の参考として、令和 5 年 3 月 29 日に「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」の集計結果を大学・短期大学・高等専門学校法人に送付した。 <p>ウ 経営支援の各種取組</p> <p>○経営相談の実施</p> <p>令和 4 年度の経営相談は学校法人からの依頼に基づき、以下のとおり実施した（令和 3 年度 39 法人）。</p> <p>大学法人 22 法人、短期大学法人 3 法人、高等学校法人 17 法人：計 42 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記経営相談の外、学校法人の個別課題に絞った相談を以下のとおり実施した。 <p>大学法人 17 法人、短期大学法人 7 法人、高等学校法人 3 法人：計 27 法人</p> <p>○私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣</p> <p>私学関係団体等に 11 件、学校法人に 10 件：計 21 件</p> <p>○教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言</p> <p>相談件数：会計処理 426 件、規程 13 件、管理運営等その他 170 件：計 609 件</p> <p>○教育条件及び経営に関する資料の作成提供</p> <p>上記相談件数のうち学校法人等への資料提供件数：110 件</p>		
---	--	--	--

○私学情報資料室の管理

私学情報資料室（※）の外部利用件数：56件

※大学法人・短期大学法人から提供された規程集等を保管しており、私立学校等の役職員が規程改正等を行う際の参考として閲覧に供している。

○人材バンクの活用

経営相談等に際して、専門的な知識が必要とされる課題に対応するため、私学経営や教学に関する知識を有する専門家を「専門家人材バンク」、ガバナンス機能の強化や事務組織体制の在り方など、経営体制に関する知識を有する専門家を「学校法人私学経営人材バンク」に登録している。また、令和4年度もこうした専門的知識を必要とする課題に対して、人材バンクの専門家を私学経営相談員として委嘱（弁護士1名、社会保険労務士1名、公認会計士1名の計3名）し、学校法人からの相談に対応した（相談件数34件）。

エ 附属病院等へのアンケートの実施

○附属病院等を有する大学法人及び短期大学法人 53 法人に対し、「附属病院等における病床・医師数等に係るアンケート調査」を実施した。また、その集計・分析結果について「アンケート調査結果報告書」として同法人に提供するため、令和4年12月15日に電子窓口へ掲載した。

○「附属病院等における病床・医師数等に係るアンケート調査」の集計・分析結果を基に、病院経営の現状について内部研修を令和5年2月22日に実施した。

オ 経営困難な学校法人に対しての経営相談の実施

上記ウの経営相談 42 法人のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談を以下のとおり実施した。なお、経営状態に応じて、重要度と緊急度を考慮のうえ、一部の学校法人に対し、経営相談を複数回実施した。

○経営困難な学校法人に対する経営相談

大学法人 14 法人、短期大学法人 3 法人、高等学校法人 9 法人：計 26 法人。

・上記経営困難な学校法人に対する経営相談のうち、文部科学省との連携分については、学校法人運営調査委員会において経営指導強化指標に該当し、直ちに適切な経営改善が必要とされた学校法人として、経営改善計画の作成を支援する経営相談を実施した。

○学校法人経営相談チームの活用

文部科学省の学校法人運営調査委員会において、「経営指導強化指標に該当し、直ちに適切な経営改善が必要とされた学校法人」が作成した経営改善計画について、学校法人経営相談チームの構成員となる有識者より意見及び助言を受けた。

カ FD・SD 支援の実施

○研修会等講師派遣時に実施

学校法人 6 法人、国立大学法人 1 法人に対し、当該法人等が実施する教員を含めた SD 研修会において、「私学経営」に関する講座の講師として、延べ 7 名を派遣した（令和 4 年 5 月 18 日、8 月 23 日、8 月 25 日、9 月 13 日、9 月 21 日、9 月 30 日、令和 5 年 1 月 27 日）。

<p><指標></p> <p>・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項</p>	<p>③学校法人ガバナンス改革推進事業</p> <p>○「学校法人のガバナンス改革の進捗状況の実態把握」及び「私立大学における寄付・外部資金の調達戦略に係る調査研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に実施した「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」及び「令和3年度学校法人の寄付・外部資金調達の取組みに係るアンケート」の集計・分析の在り方について、弁護士、公認会計士、学校法人関係者等の有識者を調査研究委員として委嘱し「学校法人のガバナンス改革の進捗状況等に係る調査研究」を開催し、専門的な知見を得た（令和4年7月1日）。 ・アンケートの集計・分析結果を取り纏めた冊子を文部科学省や調査回答法人等関係者に配付するとともに、ホームページに掲載した（配付：令和4年9月28日、ホームページ公表：令和5年2月28日）。 ・アンケートの内容が特徴的・先駆的な学校法人6法人に事例収集のため訪問した（令和5年1月23日、1月25日、1月26日、2月7日、2月8日、2月24日）。 <p>○私立大学の経営強化に向けた連携・統合、円滑な撤退方策に係る調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併（連携・統合）等紹介業務を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな事例の収集として、合併等を実施した3学校法人を訪問した。 ・「経営改善等のためのハンドブック」を充実させるため、合併等の手続きの参考となる表を追加する等内容を更新し、ホームページへ掲載した。 <p>(2) 私立学校のニーズの適切な把握とそれを踏まえた項目の追加・見直し等を反映した各種情報の提供のための取組</p>	<p><評定の根拠></p> <p>学校法人のガバナンス機能及び経営力強化に資するための調査を行い、集計・分析結果を冊子、ホームページにて提供した。</p> <p>(2) 教育及び経営に関する情報の分析・提供</p> <p><評定> B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>学校法人のガバナンス機能及び経営力強化に資するための調査を行い、集計・分析結果について提供するなど、調査研究を円滑に進めた。提供された本調査結果は、令和5年度に実施した私立学校法改正において活用されており、有用な調査結果が示されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p>(2) 教育及び経営に関する情報の分析・提供</p> <p><補助評定> B</p>
--	---	--	---

<p>目の追加・見直し等の改善が図られたか</p> <p>・好事例・特色ある取組の収集・提供件数：10件/年以上</p> <p><関連指標></p> <p>・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数及び割合（平成28年度実績値）：127件、100%</p> <p><目標水準等の考え方></p> <p>・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか：達成された場合、B評価とする。</p> <p>・好事例・特色ある取組の収集・提供件数：達成された場合、B評価とする。</p> <p>・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p><3期中期評価：主な課題、指摘事項></p> <p>社会から求められている、大学教育の質</p>	<p>①私立学校の教育及び経営に関する情報の収集</p> <p>私立学校の教育及び経営に関する情報を収集するため、学校法人基礎調査及び学校法人等基礎調査を実施した。</p> <p>○学校法人基礎調査</p> <p>・大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人</p> <p>調査法人数：670法人</p> <p>調査開始：令和4年4月8日</p> <p>提出期限：令和4年5月31日（学生数・教職員数）</p> <p>：令和4年6月30日（土地・建物・財務）</p> <p>：令和4年7月29日（教育情報）</p> <p>回答法人数：670法人</p> <p>・高等学校法人以下</p> <p>調査法人数：793法人</p> <p>調査開始：令和4年4月15日</p> <p>提出期限：令和4年7月29日</p> <p>回答法人数：779法人</p> <p>○学校法人等基礎調査</p> <p>幼稚園法人・特別支援学校法人・専修学校法人・各種学校法人・その他法人</p> <p>調査法人数：12,213法人</p> <p>調査開始：令和4年4月1日</p> <p>提出期限：令和4年8月31日</p> <p>回答法人数：9,586法人</p> <p>○学校法人基礎調査（納付金調査）</p> <p>大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人</p> <p>調査法人数：672法人</p> <p>調査開始：令和5年1月31日</p> <p>提出期限：令和5年2月24日</p>	<p><評定の根拠></p> <p>私立学校の教育及び経営に関する情報を計画どおり収集した。特に「大学ポートレート（私学版）」から得られた情報については、「私立大学・短期大学の現状」としてとりまとめ、教育情報を公表した。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>私立学校の教育及び経営に関する情報を計画どおり収集している。また、「大学ポートレート（私学版）」から得られた情報については、「私立大学・短期大学教育の現状」としてとりまとめ、教育情報を公表している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	--	--

<p>の向上等を図るため、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析・提供の更なる充実が求められる。</p>	<p>回答法人数：672 法人</p> <p>○「私立大学・短期大学教育の現状」の公表</p> <p>「大学ポートレート（私学版）」等の分析結果をもとに、「私立大学・短期大学教育の現状」として、ホームページに掲載した（令和5年3月27日）。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/files/r4kyouikunogenjyou.pdf)</p> <p>②「私学情報提供システム」の利用案内</p> <p>学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に「私学情報システムのご案内」を同封した（令和4年4月8日）。</p> <p>また、私学団体等の依頼による研修会等において案内を行ったほか、広報誌「月報私学」令和4年8月号に利用方法を掲載した（令和4年8月1日）。</p> <p>③私学リーダーズセミナーの実施</p> <p>【大阪会場】</p> <p>対象：新任理事</p> <p>日程：令和4年11月22日</p> <p>場所：大阪ガーデンパレス</p> <p>募集定員：60名</p> <p>選定：40名</p> <p>当日参加：40名</p> <p>【東京会場】</p> <p>対象：新任理事</p> <p>日程：令和4年12月5日</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に「私学情報システムのご案内」を同封した。また、研修会や広報誌「月報私学」において、「私学情報提供システム」の利用方法を案内した。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>私学リーダーズセミナーについては、計画どおり2回実施した。募集定員については、計画以上の110名とした。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>「私学情報提供システム」の利用を促進するため、「月報私学」において利用方法を案内するなど、その他にも研修会での案内を行い、利用促進を図っている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>私学リーダーズセミナーについては、計画どおり2回実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
---	---	---	--

	<p>場所：東京ガーデンパレス</p> <p>募集定員：50名</p> <p>選定：60名</p> <p>当日参加：55名</p> <p>④私学スタッフセミナーの実施</p> <p>【仙台会場】</p> <p>日程：令和4年10月12日～14日</p> <p>場所：仙台ガーデンパレス</p> <p>募集定員：20名</p> <p>選定：20名</p> <p>当日参加：17名</p> <p>【大阪会場】</p> <p>日程：令和5年2月15日～17日</p> <p>場所：大阪ガーデンパレス</p> <p>募集定員：20名</p> <p>選定：20名</p> <p>当日参加：20名</p> <p>⑤刊行物による情報提供</p> <p>学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物によって情報提供を行った。</p> <p>○「今日の私学財政」</p> <p>幼稚園・特別支援学校編：学校法人等に発送（令和4年8月31日）</p> <p>専修学校・各種学校編：学校法人等に発送（令和4年8月31日）</p> <p>大学・短期大学編：学校法人等に発送（令和4年12月23日）</p> <p>高等学校・中学校・小学校編：学校法人等に発送（令和5年1月31日）</p> <p>・広報誌「月報私学」に大学・短期大学・高等学校及び幼稚園の財務状況を抜粋して掲載した（令和4年11月号、令和5年2月号）。</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>私学スタッフセミナーについては、計画どおり2回実施した。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>刊行物は、「私立大学・短期大学等入学志願動向」、「今日の私学財政」を発行し、情報提供を行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>私学スタッフセミナーについては、計画どおり2回実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>「私立大学・短期大学等入学志願動向」、「今日の私学財政」を発行し、情報提供を行うとともに掲載内容の見直しを行っている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	--	--	--

	<p>○「私立大学・短期大学等入学志願動向」</p> <p>学校法人基礎調査のデータに基づき集計作業を行い、冊子を学校法人等に発送するとともに、ホームページに掲載した（令和4年9月9日）。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR4.pdf)</p> <p>掲載にあたっては、学部系統別の動向において、参考として薬学部の4年制と6年制、医学部の医学科と看護学科を区分し、5ヵ年の推移を掲載したことや、入学定員充足率の分布推移に入学定員充足率50%未満・100%未満・100%以上の3区分で集計した項目を追加する等、内容の見直しを行った。</p> <p>○「私立高等学校入学志願動向」</p> <p>学校法人基礎調査のデータに基づく集計結果をホームページに掲載した（令和5年1月20日）。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/files/r4koukoushigandoukou.pdf)</p> <p>⑥好事例や特色ある取組の情報収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について学校を訪問し収集した情報を、ホームページに9件、うち広報誌「月報私学」11月号に1件掲載した（令和4年6月30日、11月1日、令和5年3月2日、3月20日、3月24日）。 <p>(https://www.shigaku.go.jp/s_center_tokushoku_jirei_r4.htm)</p> <p>⑦自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法の説明</p> <p>「令和3年度版自己診断チェックリスト」の周知を図るため、その活用方法について月報私学7月号に掲載した（令和4年7月1日）。</p> <p>令和4年度版の自己診断チェックリストについては、学生数、教職員数及び決算</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果を9件提供した。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>自己診断チェックリストは決算数値等の更新を行い、ホームページに掲載した。経営判断指標</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果を9件提供している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>自己診断チェックリスト大学・短期大学編については決算数値等の更新を行うなど、経営判断指標とともに、ホームページに掲載し、セミナ</p>
--	---	---	--

	<p>数値を更新し、大学・短期大学編及び高等学校編のPDF版、エクセル版を令和5年3月29日にホームページに掲載した。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/s_center_checklist.htm)</p> <p>経営判断指標の利用促進のため、私学リーダーズセミナーにおいて利用方法を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月22日：大阪ガーデンパレス ・令和4年12月5日：東京ガーデンパレス 	<p>については、ホームページに掲載し、セミナー等において活用方法を説明するとともに、集計結果を学校法人に通知した。以上により、学校法人の取組課題の早期認識と改善を促すよう努めた。</p>	<p>ーや研修会において活用方法を説明している。また、集計結果を学校法人に通知し、学校法人の取組課題の早期認識と改善に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —</p>
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1-4	寄付金事業													
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）			日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第4号						
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」（「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されたところであり、今後制度の周知や寄付金募集活動を通じて得られる社会からの要望等を奨励金に反映することにより、寄付者の拡大と定着を進めていく必要があることから、難易度が高いと認められるため）				関連する政策評価・行政事業レビュー			—						
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経済団体等への訪問件数	計画値	21件以上	—	21件以上	21件以上	21件以上	21件以上	21件以上	予算額（千円）	22,100,528	22,112,340	22,109,906	22,112,680	22,116,110
	実績値		—	27件	27件	24件	24件	25件	決算額（千円）	25,361,887	41,066,114	23,074,136	23,597,008	23,587,944
	達成率		—	128.6%	128.6%	114.3%	114.3%	119.0%	経常費用（千円）	25,369,817	41,057,097	23,084,438	23,602,409	23,591,261
学校法人等の研修会における周知活動	計画値	12件以上	—	12件以上	12件以上	12件以上	12件以上	12件以上	経常利益（千円）	-90,993	-84,480	-86,524	-77,899	-81,577
	実績値		—	22件	30件	16件	36件	56件	行政サービス実施コスト（千円）	91,002	—	—	—	—
	達成率		—	183.3%	250.0%	133.3%	300.0%	466.7%	行政コスト（千円）	—	41,147,510	23,085,197	23,602,702	23,592,496
「若手・女性研究者奨励金事業」寄付受入額	計画値	4,000万円	—	2,500万円	2,500万円	3,000万円	3,000万円	4,000万円	従事人員数	5	4	5	5	5
	実績値		—	2,112万円	1,760万円	1,669万円	1,842万円	2,907万円						
	達成率		—	84.5%	70.4%	55.6%	61.4%	72.7%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数 21 件以上(平成 28 年度実績値：21 件)、学校法人等の研修会における周知活動件数 12 件以上(平成 29 年度上半期実績値：6 件) <p><関連指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額(平成 23～平成 27 年度実績平均値)：約 2,100 億円 <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：達成された場合、B 評定とする。 ・学校法人等における毎年度の寄付金の 	<p>4 寄付金事業</p> <p>(1) 学校法人等の多面的な財政基盤の確立に向けた支援としての取組</p> <p>①私立学校の多面的な財政基盤の確立に資するため、私立学校が取り組む寄付金募集活動の促進を図ることを目的とした活動</p> <p>私学団体や学校法人等への職員派遣等については、以下のとおり実施した(計 56 件)。</p> <p>ア 私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等への職員派遣等(13 件)</p> <p>・日本私立大学協会「令和 4 年度私立大学経営・財政基盤強化に関する協議会」</p>	<p>4 寄付金事業</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>(1) 財政基盤確立に向けた利用促進のための取組</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>寄付金募集活動の促進を図ることを目的とした各種研修会への講師派遣やリーフレットの配布を 56 件行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 財政基盤確立に向けた利用促進のための取組</p> <p>〈補助評定〉 B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>各種研修会への講師派遣やリーフレットの配布等を 56 件行い、寄付金募集活動の促進を図っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

<p>受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等における寄付金の受入れ金額を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p>< 3 期中期評価：主な課題、指摘事項 ></p> <p>少子化等を背景として、私立学校の多様な財政基盤の確立が求められているため、本制度（受配者指定寄付金事業）の利用促進に向けた更なる取組が求められる。</p>	<p>『私立大学における寄附・外部資金の調達戦略に係る調査結果等について』（令和 4 年 4 月 18 日～5 月 16 日動画配信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私学協会「第 59 回福岡県私学教育研修会 学校事務部会」（令和 4 年 7 月 21 日） ・千葉県私立大学短期大学協会「職員研修会」『私学を取り巻く現状と課題について』（令和 4 年 9 月 28 日） ・私学事業団「令和 4 年度私学スタッフセミナー」（仙台会場）（令和 4 年 10 月 12 日） ・私学事業団「令和 4 年度私学リーダーズセミナー」（大阪会場）（令和 4 年 11 月 22 日） ・文部科学省「令和 4 年度学校法人監事研修会」（令和 4 年 11 月 30 日、文部科学省にて動画撮影。令和 4 年 12 月 22 日配信開始） ・日本私立大学協会「令和 4 年度第 4 回（通算第 401 回）大学経理財務研究委員会」（令和 4 年 12 月 2 日） ・私学事業団「令和 4 年度私学リーダーズセミナー」（東京会場）（令和 4 年 12 月 5 日） ・私学事業団「令和 4 年度私学スタッフセミナー」（大阪会場）（令和 5 年 2 月 15 日） ・日本私立大学協会「予算・税制部会」『予算・税制要望検討ワーキンググループ』（令和 5 年 2 月 28 日） ・公益財団法人私立大学退職金財団「私立大学退職金財団職員研修」（令和 5 年 3 月 9 日） ・公益社団法人私学経営研究会「令和 4 年度 3 月定例セミナー」（大阪会場）（令和 5 年 3 月 10 日） ・公益社団法人私学経営研究会「令和 4 年度 3 月定例セミナー」（東京会場）（令和 5 年 3 月 17 日） <p>イ 学校法人等が行う寄付金募集に係る職員研修会等への職員派遣（2 件）</p>		
--	--	--	--

- ・学校法人新静岡学園「学校法人新静岡学園役員研修会」(令和4年12月2日)
- ・学校法人東京農業大学「令和4年度管理職(部長職)研修」(令和4年12月9日)

ウ 積極的な寄付金募集活動の支援 (41件)

- ・寄付金募集の取組に関する相談

(受配者指定寄付金制度の利用に関する相談を除く)

(単位:件数)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
3	4	3	4	1	4	2	7	8	1	2	2

②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、経済団体等への訪問活動 (計25件)

経済団体を訪問し、私立学校が取り組む寄付募集の実態や寄付金ポータルサイトの紹介を行ったほか、私立学校に対する教育研究支援の必要性等について意見交換を行った。

日本工業倶楽部 令和4年4月11日、5月17日、11月8日、令和5年3月10日

○寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイトの周知を図るため、21 経済団体等に対し、電話にて案内を行うとともに資料を送付した(令和5年1月17日)。

〈評定の根拠〉

経済団体等の訪問や電話等による意見交換などを行い私立学校への寄付について理解を得ることに努めた。

〈評定に至った理由〉

経済団体訪問による意見交換などを行い私立学校への寄付について理解を得ることに努めている。

<p><指標></p> <p>・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第4期中期目標期間中に1.5億円以上</p> <p><目標水準等の考え方></p> <p>・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：目標以上に寄付を受け入れた場合はA評定以上を検討し、目標に達しなかった場合においても寄付金の獲得に向けた取組がなされている場合はB評定とする。</p> <p><難易度></p> <p>・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されたところであり、今後制度の周知や寄付金募集活動を通じて得られる社会からの要望等を奨励金に反映することにより、寄付者の拡大と定着を進めていく必要があることから、難易度が高いと認められる。そのため難易度を「高」とする。</p> <p><3期中期評価：主な課題、指摘事項></p> <p>平成30年度から新たに資金を交付する「若手・女性研究者奨励金」については、直接寄付金を充当することとしていることから、寄付金の獲得に向けた更なる取組が求められる。</p>	<p>(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金を確保するための取組</p> <p>① 企業等への訪問活動</p> <p>以下の取組により、奨励金事業にかかる令和4年度の寄付金は、計29,072,580円である。</p> <p>○事業の概要及び特色等についての説明の実施</p> <p>企業等を訪問するなどにより、若手・女性研究者奨励金事業に対する賛同を得ることを目的として制度の概要や特色等について説明を行った。</p> <p>企業等の訪問実績（延べ32企業等）</p> <table border="1" data-bbox="698 579 1379 727"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>5</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td> </tr> </table> <p>・上記の訪問活動等を行った結果、令和4年度に企業等より受領した寄付金は、11,110,000円となった。</p> <p>※上記寄付金のうち1,000,000円については、寄付者の意向により、令和5年分を一括で受領した5,000,000円の令和4年度分（令和5年度配付財源）である。</p> <p>○寄付金付き自動販売機の設置促進を図るための取組</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、令和4年度の学校法人への設置促進活動は、上半期においては、オンライン形式により実施した（20法人）。下半期においては、訪問形式により実施した（14法人）。</p> <p>・令和4年度に寄付金付き自動販売機を22台増設した。増設分も含めた総額で7,580,580円を受領した。</p>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	2	3	0	5	1	3	2	5	4	2	2	3	<p>(2) 寄付金を確保するための取組</p> <p>（評定）B</p> <p><評定の根拠></p> <p>令和4年度の寄付金は、計2,907万円であった。新規に寄付を検討する企業に対し訪問説明を実施したものの、目標額を確保することはできなかった。なお、従前の寄付者に対しては、訪問等を実施し、配付を受けた研究者の研究課題一覧と「社会に対するメッセージ」を記した研究レポート集を渡すなど、本奨励金事業の魅力積極的に伝え、企業等の理解と支援を獲得するための取組を実施した。</p>	<p>(2) 寄付金を確保するための取組</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>新規に寄付を検討する企業に対し訪問説明を実施したものの、寄付金額は2,907万円となり、目標額を確保することはできなかった。しかしながら、本奨励金事業の魅力積極的に伝え、企業等の理解及び支援を獲得でき、昨年度以上の実績を上げている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																												
2	3	0	5	1	3	2	5	4	2	2	3																												

	<p>○個人等からの寄付促進を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌「月報私学」への掲載を通じ、本事業の社会的意義について周知を図った結果、令和4年度に個人等から受領した寄付金は、10,382,000円となった。 <p>② 企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを改修し、私学振興事業本部のサイトにおいて「若手・女性研究者奨励金」の項目を独立させ、事業の情報を検索しやすくした（令和4年5月11日）。 (https://www.shigaku.go.jp/s_wakatejosei_menu.htm) ・奨励金事業の社会的意義をわかりやすく伝えるため、受賞者が提出した「研究レポート」より、「支援者（寄付企業等や社会一般）等へのメッセージ」の項目を抽出して冊子に取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、寄付者へ直接配布した（ホームページ掲載は令和4年5月16日）。 (https://www.shigaku.go.jp/s_wakatejosei_orei.htm) ・寄付促進活動の一環として、新たに開設された「文部科学省寄附ポータルサイト」に参加した（令和4年11月1日）。 (https://www.mext.go.jp/donation_portal-site.html) <p>③ 若手・女性研究者奨励金事業の適切な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本奨励金の制度の運用について、令和4年2月16日に開催の選考委員会において検討を行った結果、審査方法と評価方法の変更を決定し、採択基準の改訂を実施した（令和4年7月21日）。2023年度公募にかかる審査方法について、1研究課題当たりの評価者を2名から3名へ増員することとし、採点方法について、評価項目ごと（14項目）から評価視点ごと（4視点）に変更し、また、配点方法を3点法から5点法へと変更した。 ・私立大学等に対し、寄付金付き自動販売機に関するアンケートを行い、設置の意向を含む意見聴取を実施した（アンケート期間令和4年6月14日～30日）。 ・寄付金付き自動販売機の設置に関し、私立大学等に対し、アンケートの結果を踏 	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>企業等からの意見等を適切に反映し、ホームページの改修、紹介資料の随時更新を図る等、企業等に本事業の魅力を伝える取組を実施した。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>本奨励金の質の向上を図るため選考委員会及び学校法人の意見を聴取し、制度等について見直しを行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>企業等からの意見を反映し、紹介資料の随時更新、ホームページの改修、紹介資料の随時更新を図る等、事業の魅力伝える資料を作成した。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>奨励金の質の向上を図るため選考委員会委員等の意見を踏まえ、審査方法や評価方法の変更を決定し、採択基準の改訂を実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	---	--	---

	まえ、設置にかかる説明並びに意見聴取を実施した。 令和4年 7月21日～ 8月4日：20 法人 令和4年 11月28日～12月8日：14 法人		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	学術研究振興基金・資金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
学術研究 振興資金 交付額	計画値	80百万円以上	—	80百万円以上	80百万円以上	80百万円以上	80百万円以上	80百万円以上		予算額（千円）	118,192	118,953	118,671	115,762	114,559
	実績値	—	—	80.6百万円	81.1百万円	80.4百万円	81.2百万円	80.7百万円		決算額（千円）	117,444	118,022	112,843	114,480	115,288
	達成率	—	—	100.8%	101.4%	100.5%	101.5%	100.9%		経常費用（千円）	118,525	118,714	114,166	115,951	116,536
										経常利益（千円）	-37,925	-37,614	-33,766	-34,751	-35,836
										行政サービス実施コスト（千円）	37,930	—	—	—	—
										行政コスト（千円）	—	118,717	114,175	116,655	118,641
										従事人員数	4	4	4	4	4

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																							
	主な業務実績等	自己評価		評価	B																						
<p><指標></p> <p>・「学術研究振興資金」を安定的に交付するための財源を確保できたか：80 百万円以上（平成 28 年度実績値：80 百万円）</p> <p><目標水準等の考え方></p> <p>・「学術研究振興資金」が安定的に交付するための財源を確保できたか：達成された場合、B 評価とする。</p>	<p>5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>① 学術研究振興資金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度に採択した「令和 4 年度学術研究振興資金」における研究 41 件に対し、80,700 千円の資金を交付した（令和 4 年 5 月 13 日）。 ・「令和 5 年度学術研究振興資金」の公募を行った（令和 4 年 8 月 3 日）。 ・「令和 5 年度学術研究振興資金」を交付するため、選考委員会を開催し、37 件を採択し、80,600 千円の交付を内定した（令和 5 年 2 月 24 日）。 <p>② 「学術研究振興基金」の効率的な運用</p> <p>学術研究振興資金を安定的に交付するために必要な利息の獲得と運用のリスクを把握することを目的として、金融機関と運用商品の提案を受けて商品の安全性等について検討を行った（計 34 回）。</p> <p>○金融機関との協議回数</p> <table border="1"> <tr> <td>4 月</td><td>5 月</td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td> </tr> <tr> <td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td> </tr> </table> <p>○学術研究振興基金運用検討委員会の開催</p> <p>学術研究振興基金の効率的な運用について、金融機関からの提案を受け、学術研究振興基金運用検討委員会において検討し、計 10 億円の運用を決定した（令和 4 年 4 月 13 日、令和 5 年 1 月 25 日）。</p> <p>また、今後の運用方針や運用にかかる論点について審議した（令和 5 年 3 月 14 日）。</p>	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	3	2	1	3	3	3	1	3	4	3	4	4	<p>5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>評価) B</p> <p><評価の根拠></p> <p>80 百万円以上の学術研究振興資金を交付するため、適切な運用により財源を確保した。</p> <p>また、学術研究振興基金運用検討委員会の意見を踏まえ、10 億円の運用を開始した。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>具体的には、80 百万円以上の学術研究振興資金を交付するため、適切な運用により財源を確保するとともに、学術研究振興基金運用検討委員会の意見を踏まえ、10 億円の運用を開始している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																
3	2	1	3	3	3	1	3	4	3	4	4																

	<p>○各種セミナーへの参加</p> <p>学術研究振興基金の運用に資するため、金融情勢の適切な把握に努めることを目的として以下のセミナーに参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野村証券「野村オンラインセミナー公的年金向け基礎研修のうち『債券の基礎』」 (令和4年4月20日 Web オンライン形式) ・SMBC 日興証券「内外経済環境と金利見通し」(令和4年6月8日 Web オンデマンド形式) ・三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社「MUFG 市場セミナー」(令和4年12月14日 Web オンライン形式) ・三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社「投資家向け電話スモールミーティング (内容: 損害保険ジャパン株式会社 ディールロードショー)」(令和5年1月10日) 		
--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	減免資金交付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法第23条第4項
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
—	—	—	—	—	—	—	—		予算額（千円）	—	—	194,258,122	189,276,762	207,281,989
									決算額（千円）	—	—	90,636,197	107,620,953	114,819,813
									経常費用（千円）	—	—	90,638,103	106,730,192	114,363,993
									経常利益（千円）	—	—	-71,547	-43,417	-45,030
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	—	—	90,638,116	106,730,195	114,363,999
									従事人員数	—	—	3	2	2

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
<p><指標・目標水準の考え方></p> <p>・関係法令及び交付要綱を遵守して適正に交付されたか：達成された場合、B 評価とする。</p>	<p>6 減免資金交付事業</p> <p>減免資金の交付</p> <p>各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。</p> <p>○令和3年度減免資金交付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日に大学等より令和3年度授業料等減免費交付金に係る実績報告を受領し、令和3年度の減免資金交付額の確定額は640法人（大学：588校、短期大学：289校、高等専門学校：3校、計880校）、106,662,419,600円となった。これを踏まえ、既交付額が確定額より過大となっている411法人に対し、令和4年6月9日に返還命令を行い、既交付額が確定額より過少となっている72法人に対し、令和4年6月30日に追加交付を実施した。 <p>○令和4年度減免資金交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年7月20日を締め切りとした交付申請書を大学等より受領し、申請書類の精査を行った。 申請書類の精査作業を踏まえ、令和4年8月12日に大学等へ交付決定を行い、令和4年9月30日に減免資金を交付した。 <p>○令和4年度変更交付申請（1回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月26日を締め切りとした変更交付申請書（1回目）を大学等より受領し、申請書類の精査を行った。 申請書類の精査作業を踏まえ、令和5年2月27日に大学等へ変更交付決定を行い、 	<p>6 減免資金交付事業</p> <p>評価) B</p> <p><評価の根拠></p> <p>各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。</p>	<p>評価</p>	<p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>具体的には、各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し適正に交付し、他にも関係法人に実地調査を行うなど、必要な業務を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

	<p>令和5年3月30日に減免資金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更交付決定（1回目）を行った結果、640法人（大学：591校、短期大学：282校、高等専門学校：2校、計875校）に対し、114,932,093,100円の減免資金を交付した。 <p>○令和4年度変更交付申請（2回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月15日を締め切りとした変更交付申請書（2回目）を大学等より受領し、申請書類の精査を行った。 ・申請書類の精査作業を踏まえ、令和5年3月31日に大学等へ変更交付決定（2回目）を行った。なお、減免資金の交付又は返還を令和5年6月中に行う予定である。 <p>○減免資金交付法人への実地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の適正な申請状況を確認するため、令和3年度に減免資金を交付した26法人30校に対して実地調査を実施した。 <p>調査時には申請内容と証憑書類等との照合と併せて、交付金申請に係る根拠となる資料の整理・保管方法等について助言を行い、交付金の適正な申請について注意を促した。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	判定	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <p>・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか： 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を参考に判断する。</p> <p><3期中期評価：主な課題、指摘事項>社会の要請等に対応するため、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できる組織への見直しを適切に行うことが求められる。</p>	1 組織と人員配置の見直し	1 効率的な業務運営体制の確立 <評定> B	1	判定	B
				<p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>	

	<p>(1) 組織と人員配置の見直し</p> <p>○システム管理室の体制整備</p> <p>情報システムの適切な整備及び管理、PMOの設置等の体制整備を行うに当たり、副主幹1名の増員を決定した。</p> <p>○私学経営情報センターの体制整備</p> <p>医歯系大学に対する経営相談や情報提供に対応するため、専門職(任期付契約職員)1名を引き続き配置した。</p> <p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理等</p> <p>○情報システムの利用者に対する利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等とのWeb会議等の利用拡充に伴い、インターネット接続回線を帯域保証型1Gbpsから10Gbpsに変更した。 ・業務用端末機器等の入替更新(リプレース)に伴うテレワーク環境の充実に伴い、職員ポータルサイトの閲覧や、学校法人等とのメールのやり取りに関して職場と同様に使用できる環境を整備した。 <p>○データの利活用及び管理の効率化への継続的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人から提供された各種データを、補助事業にあっては補助金額の算定等、貸付事業にあっては貸付先法人の格付や審査関係資料等、経営支援・情報提供事業等にあっては全国の私学に関する情報集(刊行物等)の作成、情報の提供、経営相談等に利活用した。 ・大学・短期大学・高等専門学校法人に対し、集合研修形式で実施していた「私立大学等経常費補助金説明会」について、補助金課が作成した音声解説付データ資料を、電子窓口システムを使用し、令和3年度に引き続き配信した。 ・データの利活用や管理をより効率化するため、助成業務で使用する端末機、サ 	<p>(1) 組織と人員配置の見直し</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>組織の人員配置の見直しを適切に行った。</p> <p>(2) 情報システムの適切な整備、管理等</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>令和4年8月26日付で「令和4年度計画」に新たに加わった、情報システムの適切な整備及び管理、PMOの設置等の体制整備について、各種取組を実施した。</p>	<p>(1) 組織と人員配置の見直し</p> <p>〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>効率的な組織運営を行うために必要な人員配置の見直しを適切に行っている。</p> <p>〈今後の課題〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>(2) 情報システムの適切な整備、管理等</p> <p>〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>令和4年度計画に追加となったPMOの設置等の体制整備に取り組むとともに、端末機器等の入れ替え更新に伴う環境整備や学校法人の情報を利活用するためのシステム開発、外部の研修受講など、情報システムの利便性向上等に向けた取組を積極的に行っている。</p>
--	--	--	--

	<p>ーバ等の全面的な業務用端末機器等の入替更新（リブレース）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の情報を管理するに当たり番号やコードを使用している。設置学校数が多い法人があり、コードの不足が懸念されたため、学校コード不足を回避するメンテナンスを実施した。 ・大学・短期大学・高等専門学校法人に対して交付される経常費補助金額の計算を行うために構築・運用されている補助金システムに対し、令和3年度から対象となった「授業目的公衆送信補償金経費」にかかる補助金額の算定式及び出力帳票への補助金額の反映が正確かつ迅速にできるように開発を行った。 ・事業団では助成業務が持つ学校法人の情報を集約し、私立学校に対して、経営支援・情報提供等が可能となるよう助成事業総合システムを構築している。 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に「定員を超えた学生数の減額及び入学定員充足率90%～100%の学校の増額措置」及び令和4年度の「授業目的公衆送信補償金経費」にかかる補助金システムの改修に伴い、新しく補助金システムに蓄積されたデータを助成事業総合システムにおいて分析可能とする開発を行った。 ・各府省の橋渡し人材の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的としてデジタル庁が実施する「情報システム統一研修」の受講を慫慂した。 ・サイバー攻撃に対応するため情報システム担当者のインシデントレスポンス能力の向上のため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が実施する「CYDER研修」を受講した。 ・近年発生したインシデント事例や最新の攻撃動向・対策動向や、サイバー攻撃を受けた場合における影響範囲の特定や原因究明に係るログ等の分析を行うために必要な知識等習得するため内閣サイバーセキュリティセンターが実施する「CSIRT研修」を受講した。 <p>○PMOの設置等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PMOの設置等の体制整備等に係る打合せや情報交換等を、関係部署間で行った。 ・情報システムの適切な整備及び管理、PMOの設置等の体制整備を行うに当たり、副主幹1名の増員を決定し、システム開発等の企画・立案、計画・策定、プロジェクト管理について担当させることとした。 		
--	--	--	--

	<p>・事業団におけるデジタル・ガバメントの推進及び私学の振興に寄与するため、全体管理として基本的な方針又は計画の確認及びこれらの状況の把握を目的として、「日本私立学校振興・共済事業団ITガバナンス委員会」を設置した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報			
特になし			

1-1-4-2 中期目標管理法年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	経費等の見直し・効率化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
									当該年度までの累 積値等、必要な情報
一般管理費の状況	計画値	171 百万円以下	—	171 百万円以下	171 百万円以下	171 百万円以下	171 百万円以下	171 百万円以下	—
	実績値	—	145 百万円	167 百万円	153 百万円	145 百万円	141 百万円	155 百万円	—
	達成率	—	—	102.4%	111.8%	117.9%	121.3%	110.3%	—
自己収入額の状況	計画値	8 百万円以上	—	8 百万円以上	8 百万円以上	8 百万円以上	8 百万円以上	8 百万円以上	—
	実績値	—	9 百万円	12 百万円	11 百万円	6 百万円	9 百万円	10 百万円	—
	達成率	—	—	150.0%	137.5%	75.0%	112.5%	125.0%	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費の金額（171 百万円以下（平成 25～平成 28 年度実績平均値：171 百万円））：達成された場合、B 評定とする。 ・自己収入額（8 百万円以上（平成 25～平成 28 年度実績平均値：8 百万円））：達成された場合、B 評定とする。 ・自己収入の増・確保及び経費の効率化を図るための取組が行われたか：達成された場合、B 評定とする。 	<p>2 経費等の見直し・効率化</p> <p>(1) 予算の執行状況を定期的に精査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費・業務経費の予算執行に当たり、実績額について予算執行の進捗状況を確認し、支出内容を精査するとともに、各部署に対して予算執行状況調査及びヒアリング（令和 4 年 10 月、令和 5 年 1 月）を行い、計画的、効率的な執行に努めた。 <p>(2) 経費の見直し、効率化により一般管理費について 171 百万円以下とするための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度一般管理費の年度計画予算は 171 百万円であり、前期中期計画時（平成 25 年度～28 年度）の実績平均値により算定した。一般管理費の年度計画予算の執行にあたっては、予算執行の進捗状況、支出内容を精査し、予算の計画的、効率的な執 	<p>2 経費等の見直し・効率化</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>(1) 予算の執行状況の定期的な精査</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>予算執行の進捗を確認し、計画的・効率的な予算執行に努めた。</p> <p>(2) 経費の見直し、効率化</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 予算の執行状況の定期的な精査</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>予算執行の進捗を確認し、計画的・効率的に予算執行に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p>(2) 経費の見直し、効率化</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>昨年に引き続き、経費の見直し、効率化を行うことにより、対前</p>	

	<p>行を図った。そのため、令和4年度一般管理費の実績は155百万円となり、予算額171百万円に対し16百万円の削減となった。</p> <p>○借入金利息の軽減</p> <p>貸付財源の調達について貸付日の前日に財政融資資金により調達し、翌日に貸付を行うことで利息の低減に努めた。</p> <p>・財政融資資金</p> <p>令和4年5月 73億円 (26日調達 → 27日貸付)</p> <p>令和4年6月 5億円 (28日調達 → 29日貸付)</p> <p>令和4年8月 15億円 (29日調達 → 30日貸付)</p> <p>令和5年2月 40億円 (22日調達 → 24日貸付)</p> <p>令和5年3月 88億円 (28日調達 → 29日貸付)</p> <p>○一般競争入札による調達価格の削減</p> <p>・令和4年度私学振興事業本部事務所清掃業務 (令和3年度 8,316千円→令和4年度 8,262千円 ▲54千円)</p> <p>・令和4年度「月報私学」の編集及び印刷作成等業務 (令和3年度 7,553千円→令和4年度 6,457千円 ▲1,096千円)</p> <p>・令和4年度コピー用紙の購入 (令和3年度 5,516千円→令和4年度 4,783千円 ▲733千円)</p> <p>・令和3年度版「今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)、(専修学校・各種学校編)」梱包・発送業務 (令和3年度 1,199千円→令和4年度 1,146千円 ▲53千円)</p> <p>・令和4年度学校法人等基礎調査データエントリー業務 (令和3年度 3,484千円→令和4年度 3,423千円 ▲61千円)</p> <p>・令和4年度トナーカートリッジ等の購入 (令和3年度 3,567千円→令和4年度 3,288千円 ▲279千円)</p>	<p>経費の見直し、効率化により一般管理費を171百万円以下とした。</p>	<p>年度比で▲16百万円削減するなど、一般管理費を171百万円以下としている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	--	--

	<p>○その他費用等の削減</p> <p>消耗品の購入等、価格が 100 万円以下の案件については一般競争入札に付していないが、その場合も原則として複数の業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図った（見積合わせ 45 回実施）。</p> <p>○節電行動計画の策定による使用電力の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期の電力需給対策として、節電行動計画を下記のとおり策定・実施し、各月の最大使用電力量はいずれも 290 kwh 以下となり節電目標を達成した。 （令和 4 年 7 月：251 kwh 8 月：262 kwh 9 月：205 kwh） 実施期間：令和 4 年 7 月 1 日～9 月 30 日 節電目標：最大使用可能電力を 290 kwh と設定 節電内容：冷房設備による室温管理（28℃）、休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、OA 機器の電源オフによる節電、エレベーターの運転制限 ・冬期においても「今冬の節電対策について」を策定し、令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の間、事務所内の暖房設備による室温管理を 20℃とするなどの節電対策に取組んだ。 <p>(3) 刊行物の販売収入等自己収入を 8 百万円以上の確保</p> <p>刊行物の販売収入等による自己収入の確保に努めた。</p> <p>○自己収入としての刊行物販売収入等</p> <p>刊行物販売収入等の自己収入として令和 4 年度計画額を 8 百万円とし、前期中期計画時（平成 25～28 年度）の実績値平均により策定した。</p> <p>リーダーズセミナー及びスタッフセミナー、また、経営相談を対面形式で実施したことなどにより、令和 4 年度の自己収入は 1,046 万円となり、計画額を上回った。</p> <p>そのうち、刊行物については平成 16 年度より特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。これらの刊行物については業務上、私立学校への情報の還元を行うことを第一の目的として</p>	<p>(3) 自己収入の確保</p> <p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>計画額以上の自己収入を確保した。</p>	<p>(3) 自己収入の確保</p> <p>〈補助評定〉 A</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>刊行物の販売収入等、計画額 8 百万円に対し、10 百万円の自己収入を確保している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	--	---	--

	<p>おり、その上で販売を行っている。</p> <p>また、講師派遣については平成 17 年度より学校法人等への情報提供サービスの一つとして実施している。</p> <p>以下は、主な自己収入の内容である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刊行物の販売：373 冊 726 千円 ・ 講師派遣： 14 件 1,021 千円 ・ 経営相談交通費： 26 件 1,260 千円 ・ 令和 4 年度私学スタッフセミナー： 39 件 2,455 千円 ・ 令和 4 年度私学リーダーズセミナー： 97 件 1,974 千円 		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
<p><指標・目標水準の考え方></p> <p>・一者応札について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を引き続</p>	<p>3 契約の適正化</p> <p>(1) 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。</p> <p>事業団の締結する契約については、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等競争性の高い契約に移行することとする「随意契約見直し計画」を策定し、平成20年4月に公表した。同計画は平成22年度で終了したが、引き続き見直し計画の趣旨に沿って調達を実施し、契約の適正化を図っている。</p> <p>契約件総数 36件 100.0% (前年度 30件100.0%)</p>	<p>3 契約の適正化</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>(1) 一般競争入札の状況</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を実施し、契約の適正化に努めた。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 一般競争入札の状況</p> <p><補助評定> B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>真にやむを得ないものを除き一般競争入札を実施しており、契約の適正化に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び</p>		

<p>き行うことが望まれる。</p>	<p>一般競争入札件数 21件 58.3% (前年度 16件 53.4%) 企画競争・公募型件数 1件 2.8% (前年度 1件 3.3%) 随意契約件数 14件 38.9% (前年度 13件 43.3%)</p> <p>(2) 一者応札が発生した場合の改善に向けた原因分析又は取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札 (21 件) のうち、一者応札は 3 件である。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、人手不足や部材調達難が原因となり、役務委託、情報システム関係等の調達で一者応札となった案件があった。 <p>令和 3 年度において一般競争入札 16 件のうち 2 件の一者応札 (12.5%) であったものが、令和 4 年度においては一般競争入札 21 件のうち 3 件の一者応札 (14.3%) となった。</p> <p>令和 3 年度は一者応札だった案件「コピー用紙の購入」は、入札日を令和 3 年度から約 2 か月間早めたことから、業者側に年度当初の納品までの準備期間をより長く取ったこと、納品場所を絞ったことなどの工夫により複数の業者が参入し、一者応札は解消された。</p> <p>令和 4 年度は、一者応札案件は 3 件であるが、「トナーカートリッジ等の購入」については、事務所内の情報システム機器の入替に伴う下半期分の調達であり、通年の調達スケジュールと異なったことなどから、結果的に一者応札となった。「ソフトウェアライセンスの更新」については、資料配布した業者に入札参加資格がなかったことから、一者応札となった。「VDI サーバ等のレンタル」については、半導体不足による機器の供給不足により、一者応札となった。</p> <p>案件名及び入札参加を辞退した業者から聴取した辞退理由は、以下のとおりである。</p> <p>案件名：令和 4 年度トナーカートリッジ等の購入 (令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月まで)</p> <p>令和 3 年度：2 者 (入札資料 3 者配付) → 令和 4 年度：1 者 (入札資料 5 者配付)</p>	<p>(2) 一者応札の改善に向けた取組</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>一者応札の改善に向けた原因の分析を行い、複数の業者が参加できるよう、改善に向けた取組を行った。</p>	<p>改善方策> — 〈その他事項〉 —</p> <p>(2) 一者応札の改善に向けた取組 〈補助評定〉 B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>一者応札の改善に向けた原因の分析のほか、調達予定情報の公表など、複数の業者が参加できるよう、改善に向けた取組を行った。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を引き続き行うことが望まれる。</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--------------------	--	--	---

	<p>入札参加辞退理由：納期に対応できないこと、供給できない製品があるため</p> <p>案件名：令和4年度私学振興事業本部におけるソフトウェアライセンスの更新（マイクロソフト社製品）【165ライセンス】</p> <p>令和4年度：1者（入札資料3者配付）</p> <p>入札参加辞退理由：競争参加資格を満たさなかった</p> <p>案件名：私学振興事業本部におけるV D Iサーバ等のレンタル</p> <p>令和4年度：1者（入札資料4者配付）</p> <p>入札参加辞退理由：半導体不足による機器の調達ができない</p> <p>その他、一者応札を減らす取組として、調達予定情報の公表（一般競争入札は30日間、政府調達に該当する場合は50日間）を、引き続き行っている。</p> <p>公表の方法としては、事務所での掲示及び事業団ホームページでの掲載（政府調達に該当する場合は「官報」へも公告）を実施し、業者に対し十分な準備期間を設けることで、できるだけ多くの業者が参加しやすいようにしている。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm)</p> <p>(3) 契約状況の監事による監査とその公表</p> <p>監事による監査については、毎月実施している会計監査において、契約状況等の監査を受け、調達の実施における適正性を図った。</p> <p>令和4年度：36件</p> <p>また、契約状況について、「契約結果公表基準」に基づき、毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表した。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm)</p>	<p>(3) 契約状況の監事による監査とその公表</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>毎月、監事監査において監査を受け、契約の適正化に努めた。</p> <p>また、契約状況についてホームページに公表し、契約の適正化に努めた。</p>	<p>(3) 契約状況の監事による監査とその公表</p> <p>〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>毎月、監事による監査を受け、契約の適正化に努めた。また、一般入札に限らず、随意契約等の契約状況についてもホームページに公表することで、契約の適正化に努めている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p>
--	--	---	---

			<その他事項> —
--	--	--	--------------

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>＜指標・目標水準等の考え方＞ ・収支計画に沿った運営が行われたか。：達</p>	<p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>(1) 収支計画の作成及び執行状況 令和4年度収支計画については、中期計画に沿って経費の縮減・効率化を含む各事業の</p>	<p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>（評定）B</p> <p>(1) 収支計画に沿った適切な運営</p>	<p>＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ — ＜その他事項＞ —</p> <p>(1) 収支計画に沿った適切な運営 ＜補助評定＞B</p>	

<p>成された場合、B評定とする。</p> <p>< 3 期中期評価：主な課題、指摘事項 ></p> <p>事業団の助成業務の運営に当たっては、国からの財政支援を受けておらず、貸付事業による事業収益で賄っているところであるが、少子化や昨今の金利の状況等を踏まえ、事業団財政の中長期的な展望の検討や、貸付規模の確保等に向けた取組を進めるなど、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが求められる。</p>	<p>計画予算額に基づき作成した。</p> <p>①当初計画</p> <p>貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額（570 億円）の達成、繰上償還の計画的な受入れ（5 億円）、貸付資金の安定的な調達（借入金 514 億円）等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金・債券利息等を積算し、運営経費については、経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。</p> <p>②変更後計画</p> <p>○助成金及び厚生年金勘定への繰入</p> <p>当初計画において未計上であった助成金及び厚生年金勘定への繰入について、令和 3 年度決算における利益処分額を計上するため、収支計画等（予算）を変更した（令和 4 年 6 月 30 日届出）。</p> <p>助成金 未計上 → 100 百万円 厚生年金勘定への繰入金 未計上 → 57 百万円</p> <p>貸付事業については、貸付計画額570億円に対して貸付実績444億円、繰上償還5億円に対して0.02億円（補償金付繰上償還を除く）、借入計画額514億円に対して、372億円となった。</p> <p>貸付金利息（計画額4,973百万円、実績額4,325百万円）・償却済未収貸付金利息（実績額20百万円（前期損益修正益のうち））と借入・債券利息（計画額2,843百万円、実績額2,260百万円）との利息収支差は、計画額2,129百万円に対して、2,085百万円と44百万円の減額となった。</p> <p>人件費、一般管理費、業務経費等は計画額2,188百万円に対して1,984百万円と204百万円の減額となった。</p> <p>この結果、令和 4 年度当期総利益は、256 百万円となり、計画額 7 百万円に対して 249 百万円の増額となった。</p>	<p>（評定） B</p> <p>（評定の根拠）</p> <p>収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行った。</p>	<p>< 評定に至った理由 ></p> <p>収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行っている。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <p>—</p> <p>< その他事項 ></p> <p>—</p>
--	---	--	---

<p><指標・目標水準等の考え方></p> <p>・収益の確保・増に向けた取組が行われたか。また、第4期中期目標期間中に当期純損失の発生が解消されたか：達成された場合、B評定とする。</p> <p><関連指標等></p> <p>・利息収支差(貸付金利息から支払利息を控除)：毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p>・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。【再掲】</p> <p><3期中期評価：主な課題、指摘事項></p> <p>健全な財政運営を維持するため、参加料収入の適正化など自己収入の確保に向けた検</p>	<p>○令和4年8月1日から22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等への対応</p> <p>令和4年8月1日から22日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した私立大学等に対する財政支援措置として、第二次補正予算により私立大学等経常費補助金が増額されたため、補正予算成立後、収支計画等(予算)を変更し、当該計画に沿った適切な運営に努めた。</p> <p>国庫補助金(私立大学等経常費補助金)</p> <p>297,810百万円 → 298,231百万円(+421百万円)</p> <p>交付補助金</p> <p>297,750百万円 → 298,171百万円(+421百万円)</p> <p>(2) 事業団の健全な財政運営を維持するための取組</p> <p>○中長期的な展望に立った財政運営の検討</p> <p>助成業務は貸付事業から生じる収益により助成業務の経費を賄っており、安定的な運営には利益金の確保が必要となる。</p> <p>平成23～27年度に実施した私立学校施設の耐震改築事業及び耐震改修事業に対する長期低利融資(3年無利子、4年目以降0.5%)の影響は限定的となり、令和元年度以降、利息収支差は20億円まで回復してきた。</p> <p>しかし、低金利の状況下において、出資金の効果が薄れるなどの影響から回復のスピードが鈍化している。</p> <p>助成勘定の健全な財政運営の維持に向けた取組として、第4期中期計画期間以降の収支状況について、令和3年度決算をもとに損益シミュレーションを作成し、「助成業務における財政検討会議」において検討を行った上で、その結果を執行役員会議に報告し、全役職員への周知を行った。</p> <p>○貸付事業における各種取組(詳細は12～15頁を参照)</p> <p>・借入希望アンケートや学校法人への訪問、融資メニューの案内等による借入ニーズの適切な把握。</p> <p>・利子助成制度の継続、幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の継続、大学病院の</p>	<p>(2) 自己収入確保の状況・当期純損失の発生 の解消 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>収益の確保・増に向けた取組が行われた。</p>	<p>(2) 自己収入確保の状況・当期純損失の発生 の解消 〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>第4期中期計画期間以降の収支状況について、3年度決算を基に損益シミュレーションを作成するなど、融資制度の見直し、借入アンケート、学校法人への訪問を行うことで収益の確保・増に向けた取組が行われている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>引き続き、第4期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。</p> <p>〈その他事項〉</p>
--	---	---	---

<p>討を進め、必要な措置を講ずることが求められる。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>引き続き、第4期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとでの、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。</p>	<p>施設整備事業に対する貸付金利の引き下げ等、ニーズに応じた融資制度の見直し。</p>		<p>—</p>
---	--	--	----------

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	財務内容の管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B評定とする。【再掲】 	<p>2 財務内容の管理の適正化</p> <p>(1) 事業ごとの経費配分、業務運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○決算内容のダイジェスト版の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に基づき、助成業務（助成勘定）及び共済業務の各勘定の決算の概要を作成し、決算承認後にホームページに公表した（令和4年11月16日）。 (https://www.shigaku.go.jp/g_za_kessan.htm) ○財務状況の経年推移の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況の経年推移を作成し、ホームページに公表した（令和4年11月16日）。 		<p>2 財務内容の管理の適正化</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>(1) 経費配分、業務運営の効率化</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成し、公</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 経費配分、業務運営の効率化</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成</p>	

	<p>(https://www.shigaku.go.jp/g_za_shihyo.htm)</p> <p>(2) 財務状態の健全性の確保</p> <p>長期滞納（6か月以上元利金を滞納）している法人に対し、文書、電話、面談等による督促を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。貸付条件緩和法人等のリスクの高い法人については、審査・管理室と私学経営情報センターが連携を図り、協働してリスク管理債権圧縮に努めたところ、令和4年度末のリスク管理債権額は8,039百万円となり、前年度に比べ563百万円増となった。</p> <p>この結果、リスク管理債権額の総貸付残高に対する割合は1.57%となった。</p> <p>また、信用格付に基づき、貸倒引当金計上額を算定し、適正な貸倒引当金の設定を行った。</p>	<p>表するなど計画どおり実施した。</p> <p>(2) 財務状態の健全性の確保</p> <p>〈評定〉A</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>財政内容の健全性のため、適切なリスク管理を実施し、また、適正な貸倒引当金の設定を行った。</p>	<p>し、公表するなどしている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>(2) 財務状態の健全性の確保</p> <p>〈補助評定〉A</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p>財務内容の健全性のため、リスク管理債権の圧縮に努めた結果、令和3年度に引き続き令和4年度も前年度比でリスク管理債権割合は増加しているものの、評価指標である「2.1%以下」に対し1.57%に収めるなど、計画達成以上の実績を示しており、適切なリスク管理を実施していると認められる。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	---	---	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法年度評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	人件費の適正化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
		—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評価	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <p>・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。:達成された場合、B評価とする。</p>	<p>3 人件費の適正化</p> <p>(1) 給与水準の適正化</p> <p>国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、人事院の給与勧告を踏まえたうえで、役職員に対し適正な報酬や給与等を確保した。具体的には、職員の本給表の改定率を平均0.3%としたうえで、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、100円から最大2,900円の引き上げを基本として改定した（職員給与規程：令和4年12月1日改正）。</p> <p>(2) 給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表</p> <p>事業団は、国のガイドラインに基づいて、役員報酬や職員給与について公表する義務はないが、社会一般に対して説明責任を果たすことは事業団の責務であると考えられる。そのため、給与等の実態を取りまとめて、自主的にホームページで公表した。</p> <p>○「役職員の報酬・給与等について」：令和4年9月30日掲載</p>		<p>3 人件費の適正化</p> <p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価の根拠〉</p> <p>人件費の適正化について検証し、給与水準等を対外的に公表した。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>人件費の適正化について検証し、給与水準等を対外的に公表している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	(https://www.shigaku.go.jp/g_jisyukouhyou.htm)		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
—	4 予算、収支計画及び資金計画 ①予算	4 予算、収支計画及び資金計画 〈評定〉B 〈評定の根拠〉 年度計画をもとに計画的に執 行した。	—	<評定に至った理由> 中期計画に定められた とおり、概ね着実に業務 が実施されたと認めら れるため。 自己評価書の「B」との 評価結果が妥当である と確認できた。 年度計画予算をもとに 計画的に執行した。 <指摘事項、業務運営上 の課題及び改善方策> — <その他事項> —	

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

[合 計]

(単位:百万円)

区 分	年度計画予算 A	実 績 額 B	差 額 B - A
収入の部			
政府出資金	-	-	-
借入金	51,400	37,200	△ 14,200 ※1
うち教育環境充実資金に 係る借入金	4,000	920	△ 3,080 ※1
貸付回収金	51,051	53,664	2,613 ※2
うち教育環境充実資金に 係る貸付回収金	2,684	2,324	△ 360
貸付金利息	4,913	4,325	△ 588 ※3
預金利息	0	0	0
国庫補助金	298,262	298,078	△ 184 ※4
授業料等減免費交付金	207,184	114,933	△ 92,251 ※5
受入寄付金	22,040	34,713	12,673 ※6
受入基金	1	0	△ 1
基金受取利息	46	48	2
雑収入	8	1,499	1,491 ※7
計	634,906	544,463	△ 90,443
支出の部			
貸付金	57,200	44,394	△ 12,806 ※8
うち教育環境充実資金に 係る貸付金	4,000	920	△ 3,080 ※8
借入金償還	40,255	42,787	2,532 ※9
うち教育環境充実資金に 係る借入金償還	2,193	2,314	121 ※9
借入金利息	2,806	2,247	△ 559 ※10
私学振興債券償還	5,000	5,000	-
債券利息	19	19	-
助成金	100	100	-
交付補助金	298,171	298,007	△ 164 ※4
授業料等減免費交付金	207,184	114,192	△ 92,992 ※5
配付寄付金	22,030	23,509	1,479 ※11
学術研究振興費	80	80	0
人件費	1,275	1,120	△ 155 ※12
一般管理費	171	155	△ 16 ※13
業務経費	673	594	△ 79 ※13
施設整備費	-	0	0
厚生年金勘定へ繰入	57	47	△ 10
雑支出	-	1,947	1,947 ※7
計	635,025	534,205	△ 100,820

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

	※1 貸付金の実績減による借入金の減 ※2 繰上償還等による増 ※3 予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※4 交付補助金の実績減 ※5 授業料等減免費交付金の実績減 ※6 受入寄付金の実績増 ※7 補助金返還額の増等 ※8 貸付金の実績減 ※9 繰上返済による増 ※10 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※11 配付寄付金の実績増 ※12 人件費の実績減 ※13 節減等による減		
--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
—	②収支計画	〈評定の根拠〉 収支計画をもとに計画的に執行した。	〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 収支計画をもとに計画的に執行した。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 — 〈その他事項〉		

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

[合計]

(単位:百万円)

区 分	年度計画 A	実績額 B	差額 B-A
費用の部			
経常費用			
業務費	531,937	439,452	△ 92,485
交付補助金	298,171	298,007	△ 164 ※1
授業料等減免費交付金	207,184	114,192	△ 92,992 ※2
借入金利息 ①	2,826	2,243	△ 583 ※3
債券利息 ②	17	17	△ 0
配付寄附金	22,030	23,509	1,479 ※4
学術研究振興費	80	80	0
貸倒引当金繰入	51	-	△ 51 ※5
業務経費 ③	1,577	1,400	△ 177 ※6
一般管理費 ④	610	583	△ 27 ※6
雑損	-	1,489	1,489 ※7
臨時損失			
固定資産除却損	-	0	0
前期損益修正損	-	3	3
費用の部計	532,548	441,528	△ 91,020
収益の部			
経常収益			
補助金等収益	505,446	412,266	△ 93,180 ※1,2
貸付金利息 ⑤	4,973	4,325	△ 648 ※8
寄附金収益	22,110	23,590	1,480 ※9
賞与引当金見返に係る収益	6	4	△ 2
資産見返負債戻入	11	11	△ 0
財務収益	0	0	0
雑益	8	1,499	1,491 ※7
臨時利益			
貸倒引当金戻入	-	48	48 ※5
退職給付引当金戻入	-	11	11
前期損益修正益 ⑥	-	26 ※10	26
収益の部計	532,556	441,785	△ 90,771
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	7	257	250
法人税、住民税及び事業税 ⑦	0	0	-
当期総利益又は当期総損失(△)	7	256	249
利息収支差(⑤+⑥-①-②) ※11	2,129	2,085	△ 44
人件費、一般管理費、業務経費等 (③+④+⑦)	2,188	1,984	△ 204

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

	<p>※1 交付補助金の実績減 ※2 授業料等減免費交付金の実績減 ※3 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※4 配付寄附金の実績増 ※5 貸倒引当金の減 ※6 節減等による減 ※7 補助金返還額の増等 ※8 予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※9 配付寄附金の実績増による寄附金収益の増 ※10 26百万円のうち償却処理した未収貸付金利息の回収以外に6百万円を計上 ※11 ⑥前期損益修正益から※10に係る6百万円を除外</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法年度評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
—	③資金計画	〈評定の根拠〉 資金計画をもとに計画的に執行した。	〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 資金計画をもとに計画的に執行した。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 — 〈その他事項〉 —		

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

〔 合 計 〕			
(単位:百万円)			
区 分	年度計画 A	実績額 B	差 額 B - A
資金支出			
業務活動による支出	634,711	533,264	△ 101,447
交付補助金支出	298,171	298,007	△ 164 ※1
授業料等減免費交付金支出	207,184	114,975	△ 92,209 ※2
貸付による支出	57,200	44,394	△ 12,806 ※3
長期借入金の返済による支出	40,255	42,787	2,532 ※4
借入金利息支出	2,806	2,247	△ 559 ※5
私学振興債券の償還による支出	5,000	5,000	-
債券利息支出	19	19	-
寄付金の配付による支出	22,030	21,870	△ 160 ※6
学術研究振興費の交付による支出	80	80	0
人件費支出	1,219	1,251	32
その他の業務支出	744	2,629	1,885 ※7
投資活動による支出	100	3,160	3,060
定期預金の預入による支出	-	1,758	1,758
有価証券の取得による支出	-	300	300
投資有価証券の取得による支出	-	1,000	1,000
有形固定資産の取得による支出	-	1	1
無形固定資産の取得による支出	100	100	-
財務活動による支出	157	147	△ 10
助成金の交付による支出	100	100	-
厚生年金勘定へ繰入による支出	57	47	△ 10
計	634,968	536,572	△ 98,396
翌年度への繰越金	17,247	31,773	14,526
資金収入			
業務活動による収入	634,914	543,343	△ 91,571
国庫補助金収入	298,262	298,081	△ 181 ※1
授業料等減免費交付金収入	207,184	114,933	△ 92,251 ※2
貸付金の回収による収入	51,051	53,664	2,613 ※8
貸付金利息収入	4,913	4,304	△ 609 ※5
長期借入による収入	51,400	37,200	△ 14,200 ※9
寄付金の受入による収入	22,040	33,074	11,034 ※10
基金利息の受取額	54	57	3
その他の業務収入	8	2,027	2,019 ※7
利息の受取額	0	0	0
投資活動による収入	-	3,090	3,090
定期預金の払戻による収入	-	2,290	2,290
有価証券の償還による収入	-	800	800
財務活動による収入	1	0	△ 1
民間出えん金の受入による収入	1	0	△ 1
政府出資金の受入による収入	-	-	-
計	634,915	546,434	△ 88,481
前年度よりの繰越金	17,300	21,911	4,611

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

- ※1 交付補助金の実績減
- ※2 授業料等減免費交付金の実績減
- ※3 貸付金の実績減
- ※4 繰上返済による増
- ※5 予算積算金利と実行金利の相違等による減
- ※6 配付寄付金の実績増
- ※7 補助金返還額の増等
- ※8 繰上償還等による増
- ※9 貸付金の実績減による借入金の減
- ※10 受入寄付金の実績増

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	—
—	—		—	—	—

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <p>・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する：達成された場合、B 評定とする。</p>	<p>1 内部統制に関する事項</p> <p>(1) 法人のミッションの周知徹底</p> <p>理事長のリーダーシップの下、事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議の審議内容について、会議資料や理事会、運営審議会の議事録を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。</p> <p>内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催（令和4年12月20日）し、リスク管理委員会からの更新されたリスクマップ等の報告を基にリスク評価結果について審議した。</p> <p>また、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を</p>		<p>1 内部統制に関する事項</p> <p><評定> B</p> <p>(1) 法人のミッションの周知徹底</p> <p><評定> B</p> <p><評定の根拠></p> <p>組織にとって重要な情報である理事会等での審議内</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 法人のミッションの周知徹底</p> <p><補助評定> B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>組織にとって重要な情報である理事会等での審議内容を全職員に周知し、特にリスク管理につ</p>	

	<p>図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知（令和4年12月22日共有キャビネットに掲載）した。</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化</p> <p>令和4年度においては、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染防止対策を講じた上で以下のとおり内部監査及び監事監査を実施した。</p> <p>なお、内部監査及び監事監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理事長に報告している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 <ul style="list-style-type: none"> 12 部署（うち助成業務関連2 部署） 令和4年7月29日 システム管理室 令和4年8月3日 助成部補助金課 ・監事監査 <ul style="list-style-type: none"> (会計監査) <ul style="list-style-type: none"> 月例監査（令和4年5月・11月のみ対面監査） 決算監査 令和4年5月31日 経理第一課 (業務監査) <ul style="list-style-type: none"> 15 部署（うち助成業務関連6 部署） 令和4年7月22日 私学経営情報センター私学情報室、経営支援室 令和4年8月8日 財務部契約課 令和4年11月9日 総務部人事課 令和4年11月22日 総務部総務課 	<p>容を全職員に周知した。特にリスク管理については、内部統制委員会を開催するとともに、その審議結果を全職員に周知し、計画どおりに実施した。</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>内部監査は中期計画及び年度計画に基づき監査計画を策定し、定期監査を実施するとともに、必要な助言などを行った。</p>	<p>いては内部統制委員会を開催するとともに、その審議結果を全職員に周知し、年度計画どおりに実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 〈補助評定〉 B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>内部監査については、中期計画及び年度計画に基づき、監査計画を作成し、会計監査（定期監査）や業務監査等必要な監査を行っている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	---	--	--

令和4年12月13日 企画室

(3) リスク管理

○中期目標の達成を阻害する課題（リスク）の把握と対応

- ・令和4年度のリスクの状況について、各部署に対してヒアリングを実施した（令和4年9月20日～10月5日）。その結果をもとに、各リスクの発生可能性や発生した場合の影響度の見直しに合わせ、既に対応しているものや、新たに発生したもの等の精査を行い「リスクマップ」及び「リスク内容総括表」に反映させた。
- ・リスク管理委員会を開催（令和4年12月1日）し、リスク管理について検討・審議の上、リスクの評価結果を決定した（令和4年12月12日決裁）。
- ・リスク管理委員会での審議結果について内部統制委員会を開催（令和4年12月20日）し、リスク管理委員会からの更新されたリスクマップ等の報告を基にリスク評価結果について審議した。
- ・内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知した。

○年度計画の進捗管理

- ・令和3年度計画の実績については、「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する令和3年度計画業務実績自己評価書」として取りまとめ、令和4年6月27日の理事会での審議を踏まえて決定し、令和4年6月30日付けで文部科学省に提出した。
- ・令和4年度計画の実績については、中期計画・実績評価部会（令和4年12月1日、令和5年2月27日）において、各課の実績について報告・協議し、年度計画の達成見込みの把握・対応を行うことにより、進捗管理を行った。

○中期計画の進捗管理

- ・第4期中期目標期間の最終年度である令和4年度は、第4期中期計画に係る令和3年度までの実績及び令和4年度での達成予定を、「第4期中期目標期間の終了時に見込ま

(3) リスク管理

〈評定〉B

〈評定の根拠〉

事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）と対応の把握に努めた。

(3) リスク管理

〈補助評定〉B

〈評定に至った理由〉

各部署に対してヒアリングを実施し、事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）と対応の把握に努めている。

〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉

—

〈その他事項〉

—

	れる業務の実績に関する自己評価書」として取りまとめ、令和4年6月27日の理事会での審議を踏まえて決定し、令和4年6月30日付けで文部科学省に提出した。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報セキュリティに関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
＜ 主 要 な 業 務 実 績＞	中期目標、中期計画、年度計画				
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評定	B
	＜指標・目標水準等の考え方＞ ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する： 達成された場合、B評定とする。 ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュ リティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に 対して監査を行う：達成された場合、B評定とす る。	2 情報セキュリティ対策を推進する取組 情報セキュリティ対策を推進する対策として、(1) (2) の取組を行った。 また、「情報通信機器を活用した在宅勤務実施手順書」の改定を実施した。 (1) 全職員を対象とした研修の実施 「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき、以下の取組を実施した。 ○全役職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施	2 情報セキュリティに関 する事項 〈評定〉 B (1) セキュリティ研修 〈評定〉 A 〈評定の根拠〉 全職員を対象とした研	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、 概ね着実に業務が実施されたと 認められるため。 自己評価書の「B」との評価結 果が妥当であると確認できた。 (1) セキュリティ研修 ＜補助評定＞ A ＜評定に至った理由＞ 全職員を対象とした研修を実施 し、研修内容に働き方改革推進	

		<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各回の参加者を25名程度に制限し、計7回に分けて実施し、全日程で151人が参加した。</p> <p>令和4年度は5年に一回程度計画している業務用端末等入替の年に当たるため、当初の計画内容を変更し、新型コロナウイルス感染症拡大防止並びに働き方改革実現への対応が可能となるよう、端末等利用環境を整備した。</p> <p>それにより、通常の情報セキュリティ研修の内容に加えて、新しい環境における利用方法並びに情報漏洩リスクの低減を図るための注意点等の説明を合わせて実施した。</p> <p>令和4年9月26日(1回)、28日(1回)、29日(2回)、30日(2回)、10月3日(1回)</p> <p>○全管理職を対象とした情報セキュリティ研修の実施</p> <p>事業団に勤務する全管理職に対し、情報セキュリティに対する意識向上のため、管理職のための情報セキュリティ研修を計2回実施した(令和4年12月7日、8日)。</p> <p>○私学振興事業本部に勤務する者に対して、「自己点検票」による調査を実施(令和5年2月13日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月27日回答期限、提出は100%であった。 ・「自己点検に基づく改善チェックリスト」を共有フォルダ掲載し、全職員に周知した(令和5年3月30日)。 <p>○訓練メールの実施</p> <p>セキュリティ意識の向上を図るため、標的型メール攻撃訓練を2回実施した(令和4年5月26日、6月29日)。</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査の実施</p> <p>○「令和4年度情報セキュリティ監査計画」の策定</p> <p>令和4年4月25日 同監査の監査員を情報セキュリティ監査責任者が指名</p>	<p>修を行った。</p> <p>また、通常の研修内容に加えて、端末等入替に伴う利用方法等の注意点等の説明を合わせて実施した。</p> <p>なお、セキュリティ意識の向上を図るため、標的型メール攻撃訓練を2回実施した。</p> <p>(2) セキュリティ監査 〈評定〉B</p>	<p>等のための端末等入替に伴う情報漏洩リスク低減を図るための注意点等を追加するとともに、標的型メール攻撃対策訓練を行う等、セキュリティ意識向上を図る取組みもあわせて積極的に行っている。</p> <p>(2) セキュリティ監査 〈補助評定〉B</p>
--	--	---	---	---

		<p>令和4年9月2日 情報セキュリティ監査日程を確定(17部署のうち助成業務6部署)</p> <p>○「令和4年度情報セキュリティ監査計画」に基づく監査を実施</p> <p>令和4年10月25日 融資部融資課、審査・管理室</p> <p>令和4年11月8日 企画室(助成業務)、システム管理室(助成業務)</p> <p>令和4年11月11日 私学経営情報センター私学情報室、経営支援室</p> <p>○自己点検票の分析結果を情報セキュリティ委員会の委員を含む「情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)」の構成員等に対して報告(令和5年3月30日)。</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施している。</p>
--	--	---	---	--

4. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-1 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	事業に関する情報開示		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第11条 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第7条第3項、第8条第1項 ・日本私立学校振興・共済事業団法第12条第5号、第25条第6項、第26条
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的な情報開示	計画値	100件以上	—	100件以上	100件以上	100件以上	100件以上	100件以上	予算額（千円）	—	—	—	—	—
	実績値		—	95件	93件	101件	102件	108件	決算額（千円）	—	—	—	—	—
	達成率		—	95.0%	93.0%	101.0%	102.0%	108.0%	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <p>・事業に関する各種情報の開示件数(100件以上(平成25～平成28年度実績平均値:100件)):達成された場合、B評定とする。</p>	<p>3事業に関する情報開示</p> <p>(1) 積極的な情報開示</p> <p>○私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞等への発表 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、令和5年3月の交付決定後速やかに学校別交付額等を報道機関に発表した(令和5年3月22日)。 ・広報誌「月報私学」への掲載 <ul style="list-style-type: none"> *令和3年度最終交付状況と配分方法の主な変更点(令和4年4月号) *令和4年度配分方法の主な変更点等について(令和4年10月号) *令和4年度第一次交付(令和4年12月号) *会計検査院の実地検査報告(令和4年12月号) ・ホームページを活用した積極的な情報開示 <ul style="list-style-type: none"> *令和4年度私立大学等経常費補助金第一次交付の交付状況(令和4年12月2日) *私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分基準について、ホームページへの掲載による積極的な情報開示を行うことにより、学校法人における補助金事務の利便を図った(令和5年3月8日)。 *令和4年度私立大学等経常費補助金について学校別の交付額(令和5年3月22 	<p>3事業に関する情報開示</p> <p>〈評定〉B</p> <p>(1) ホームページ等を活用した情報開示</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示(指標100件に対して108件)を行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) ホームページ等を活用した情報開示</p> <p>〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示を行っている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>	

日)。

○受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示

受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載日及び配付事業数は以下のとおりである。

令和4年4月配付分	令和4年5月11日：31事業
令和4年5月配付分	令和4年6月1日：24事業
令和4年6月配付分	令和4年7月5日：42事業
令和4年7月配付分	令和4年8月2日：12事業
令和4年8月配付分	令和4年9月1日：39事業
令和4年9月配付分	令和4年10月1日：26事業
令和4年10月配付分	令和4年11月1日：14事業
令和4年11月配付分	令和4年12月8日：37事業
令和4年12月配付分	令和5年1月5日：46事業
令和5年1月配付分	令和5年2月1日：33事業
令和5年2月配付分	令和5年3月1日：99事業
令和5年3月配付分	令和5年4月1日：274事業
合計	677事業

○若手・女性研究者奨励金の配付先等の事業に関する情報開示

- ・令和4年度若手研究者奨励金の配付先等の情報を公開した(採択件数37件：令和4年4月20日)。
- ・令和4年度女性研究者奨励金の配付先等の情報を公開した(採択件数38件：令和4年4月20日)。
- ・令和2年度及び3年度の若手・女性研究者奨励金受賞者による寄付者に対する御礼メッセージを取りまとめ公開した「寄付者の皆様へ 受賞者から御礼の言葉」(令和4年5月16日)。
- ・令和2年度若手研究者奨励金の配付対象研究のレポートを記した「令和2年度(第3回)若手・女性研究者奨励金研究レポート」について、特例措置として、新型コ

	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により1年繰り越しを認めた研究を加えた全37件を改めて公開した(令和4年9月13日)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度若手研究者奨励金の配付対象研究のレポートを記した「令和3年度(第4回)若手・女性研究者奨励金研究レポート」を公開した(令和4年9月13日、採択件数37件)。 ・令和2年度女性研究者奨励金の配付対象研究のレポートを記した「令和2年度(第3回)若手・女性研究者奨励金研究レポート」について、特例措置として、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により1年繰り越しを認めた研究を加えた全38件を改めて公開した(令和4年9月13日)。 ・令和3年度女性研究者奨励金の配付対象研究のレポートを記した「令和3年度(第4回)若手・女性研究者奨励金研究レポート」を公開した(令和4年9月13日、採択件数38件)。 ・令和4年度女性研究者奨励金受賞者1名による「若手・女性研究者奨励金 受賞者の声」を掲載した(令和4年11月2日)。 ・令和5年度若手・女性研究者奨励金の応募・採択状況を公開した(応募状況:令和4年11月21日、採択状況:令和5年3月9日)。 ・令和4年度若手研究者奨励金受賞者1名による「若手・女性研究者奨励金 受賞者の声」を掲載した(令和4年12月6日)。 <p>○学術研究振興資金の配付先等の事業に関する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度学術研究振興資金の配付先等の情報を公開した(採択件数41件:令和4年4月20日)。 ・令和2年度学術研究振興資金の配付対象研究の成果を記した「令和2年度学術研究振興資金学術研究報告」について、特例措置として、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により1年繰り越しを認めた研究を加えた全41件を改めて公開した(令和4年9月13日)。 ・令和3年度学術研究振興資金の配付対象研究の成果を記した「令和3年度学術研究振興資金学術研究報告」を公開した(採択件数39件:令和4年9月13日)。 ・令和5年度学術研究振興資金の応募・採択状況を公開した(応募状況は令和4年11 		
--	--	--	--

月 21 日、採択状況は令和 5 年 3 月 20 日)。

○事業に関する情報の開示件数

(単位：件)

補助事業	貸付事業	経営支援・ 情報提供 事業	寄付金 事業	学術研究 振興基金・ 資金事業	計
7	15	29	34	23	108

<指標・目標水準等の考え方>

・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか：達成された場合、B 評定とする。

(2) 公表すべき資料についての速やかな情報開示

○法令で公表が義務付けられている資料 (更新情報を掲載)

・事業団法による公表

- * 「役員関係」：令和 4 年 4 月 7 日、7 月 4 日、10 月 3 日掲載
 - * 「助成業務方法書」：令和 4 年 4 月 4 日、11 月 7 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する令和 3 年度計画業務実績自己評価書」：令和 4 年 7 月 1 日掲載
 - * 「参考資料集 (令和 3 年度計画業務実績)」：令和 4 年 7 月 1 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務) の令和 2 年度業務実績評価の結果を踏まえた令和 3、4 年度予算等への主要な反映状況」：令和 4 年 7 月 1 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する第 4 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する自己評価書」：令和 4 年 7 月 1 日掲載
 - * 「参考資料集 (第 4 期中期目標期間業務実績見込)」：令和 4 年 7 月 1 日掲載
- ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表
- * 「日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務) の令和 3 年度における業務の実績に関する評価」：令和 4 年 9 月 26 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務) の第 4 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価」：令和 4 年 9 月 26 日掲載
 - * 「役員の数、氏名、任期及び経歴」：令和 4 年 4 月 7 日、7 月 4 日、10 月 3 日掲載

(2) 公表資料のホームページへの掲載

(評定) A

<評定の根拠>

年度計画どおり公表すべき資料は遅滞なくホームページに掲載するとともに、公表が義務付けられていないその他の資料についても、平成 21 年度より継続して自主的に公表した。

(2) 公表資料のホームページへの掲載

<評定> A

<評定に至った理由>

年度計画どおり公表すべき資料は遅滞なくホームページに記載しており、また、公表が義務付けられていないその他の資料についても、平成 21 年度より継続して自主的に公表している。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

—

<その他事項>

—

	<ul style="list-style-type: none"> * 「職員数」：令和4年4月1日掲載 * 「令和4年度 調達計画一覧」：令和4年4月5日掲載 * 「入札結果・契約結果」（毎月） * 「令和3事業年度財務諸表、業務報告書、決算報告書（助成勘定）」：令和4年11月16日掲載 * 「会計検査院の直近の検査報告」：令和4年12月14日掲載 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表 <ul style="list-style-type: none"> * 「令和4年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」：令和4年4月20日掲載 * 「令和3年度環境物品等の調達実績の概要」：令和4年5月25日掲載 <p>○公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部 <ul style="list-style-type: none"> * 「役職員の報酬・給与等について」：令和4年9月30日掲載 ・財務部 <ul style="list-style-type: none"> * 「貸付事業の実施状況」（毎月） * 「決算等の公告（令和3事業年度）」：令和4年11月16日掲載 ・助成部 <ul style="list-style-type: none"> * 「受配者指定寄付金 配付事業一覧」（毎月） ・私学経営情報センター <ul style="list-style-type: none"> * 「令和4年度私立大学・短期大学等入学志願動向」：令和4年9月9日掲載 ・融資部 <ul style="list-style-type: none"> * 「融資金利表」（毎月） * 「貸付金にかかるご返済について」：令和4年7月1日、令和5年2月1日掲載 * 「令和5年度融資ガイド」：令和5年3月31日掲載 		
--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	施設・設備に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	理由	結果
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか: 達成された場合、B評定とする。 <p>(計画に基づき、改修を行わない年度については評定を付さない。)</p>	<p>4 施設・設備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AED の取替更新 (251 千円) 	<p>4 施設・設備に関する事項</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>計画のとおり、設備更新を実施した。</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>計画のとおり、設備更新を実施している。</p>	

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、役職等に応じた研修を実施する：達成された場合、B評定とする。 毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する：達成された場合、B評定とする。【再掲】 	<p>5 人事に関する事項</p> <p>「日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領」に基づき、業務に必要な専門知識の向上を図るため、役職等に応じた研修を行った。</p> <p>○新任管理職研修</p> <p>実施日、参加人数：令和4年5月13日、3人（うち助成業務1人）</p> <p>目的：新たに課長職に就任した職員に対して、管理職としての職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「労務管理」「ハラスメントの防止」「理事講話」等である。</p> <p>○新入職員第一次研修</p> <p>実施日、参加人数：令和4年4月1日～6日、12人（うち助成業務4人）</p>	<p>5 人事に関する事項</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>役職等に応じた研修を実施した。</p>	<p>評定</p>	<p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>コロナ禍であるものの引き続き役職等に応じた研修を実施している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	<p>目的：4月採用の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。</p> <p>○新入職員第二次研修</p> <p>実施日、参加人数：令和4年7月4日～6日、21人（うち助成業務9人）</p> <p>目的：採用後1年未満の職員、研修生に対し、事業団の各業務の概要を修得することを目的として実施した。</p> <p>○私立学校の活性化に向けた勉強会</p> <p>実施日、参加人数：</p> <p>第1回 令和4年7月27日：27人</p> <p>第2回 令和4年9月5日：28人</p> <p>第3回 令和4年9月28日：25人</p> <p>第4回 令和4年12月20日：30人</p> <p>第5回 令和5年2月22日：27人</p> <p>第6回 令和5年3月15日：28人</p> <p>第7回 令和5年3月28日：30人</p> <p>（※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講師、受講者を私学経営情報センター職員に限定し、実施した。）</p> <p>目的：職員が私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するため、私学の現状を把握することを目的として実施した。</p> <p>○簿記3級基礎講義（Web講習）</p> <p>実施日、参加人数：令和4年7月15日～11月25日、3人（うち助成業務3人）</p> <p>目的：助成業務全般に共通した知識である学校法人会計基準を理解するうえで、必要となる知識を修得することを目的として実施した。</p> <p>○文部科学省文教団体共同職員研修会</p> <p>実施日、参加人数：令和4年9月15日～17日、2人（うち助成業務0人）</p>		
--	--	--	--

	<p>令和4年10月19日～20日、2人（うち助成業務1人）</p> <p>目的：中間管理者（係長相当職）を対象に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させることを目的として実施した。また組織運営の効率化及び職場の円滑な人間関係の確保を図ることの重要性を学ばせた。</p> <p>○ハラスメント防止研修</p> <p>実施日、参加人数：令和4年11月10日（九段事務所）、21人（うち助成業務17人）</p> <p>令和4年11月15日（湯島事務所）、36人（うち助成業務5人）</p> <p>目的：全管理職を対象に、職場におけるハラスメントを防止することを目的として実施した。具体的には、様々なハラスメントの防止とメンタルヘルスのケアについての研修である。</p> <p>○係長・主任研修・女性活躍推進研修</p> <p>実施日、参加人数：令和4年12月21日～22日、22人（うち助成業務4人）</p> <p>目的：係長・主任としての立場、役割を認識し、リーダーシップと問題解決能力の修得を目的として実施した。併せて、管理職に占める女性割合を20%以上とすることを目標に、女性活躍推進のためのキャリア研修を実施した。</p> <p>○情報システム統一研修（e-ラーニング）</p> <p>実施日、参加人数：令和5年2月1日～3月24日、24人（うち助成業務24人）</p> <p>目的：職員の情報リテラシー向上等を目的として実施した。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	研修等助成に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成	令和	令和	令和	令和	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
			30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<p><指標・目標水準等の考え方></p> <p>・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか: 達成された場合、B 評定とする。(計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第 23 条第 5 項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。)</p>	<p>6 研修等助成に関する事項</p> <p>事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成事業等を行っていることから助成事業の充実、貸付事業における収益の確保が前提となっている。</p> <p>○令和 4 年度の交付・繰入状況</p> <p>令和 3 年度決算において計上した利益より、令和 4 年度は助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行った。</p> <p>○令和 3 年度当期総利益の処分</p>	<p>6 研修等助成に関する事項</p> <p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>年度計画どおり私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行った。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>私立学校の教職員の研修等に対する助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	<p>当期総利益 931,484,928 円</p> <p>助成金 100,000,000 円 (令和5年3月22日)</p> <p>厚生年金勘定へ繰入 47,687,000 円 (令和5年3月20日)</p> <p>積立金 783,797,928 円</p> <p>・ 文部科学大臣決算承認 令和4年7月12日付けで承認を受けた。</p> <p>○ 研修事業に対する助成金の交付 一般財団法人私学研修福祉会が実施する研修事業について 100,000 千円の助成金の交付を行った (令和5年3月22日)。</p> <p>○ 厚生年金勘定への繰入 共済事業が行う年金等給付事業 (厚生年金勘定) については対象事業費の減少 (9,944 千円) に伴い、必要額として申請のあった 47,687 千円の繰入を行った (令和5年3月20日)。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	—
—	—		7 中期目標期間を超える債務負担 <評定>—	—	

4. その他参考情報
特になし

項目別調査 No.	中長期目標	中長期計画	年度計画
1-1 補助事業	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 補助事業</p> <p>(1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。</p> <p>(2)文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。併せて、補助金の効果的・効率的な交付に資するため、補助事業の効果検証を行う。</p> <p>(3)補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金説明会の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 補助事業</p> <p>(1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。</p> <p>(2)補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>①文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。</p> <p>②補助金の効果的・効率的な交付に資するため、文部科学省と連携して、例として「授業料減免の実態調査」や「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」など、補助事業の効果検証を行う。</p> <p>(3)補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金説明会の充実、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金説明会については、実践編を年間9回以上・基礎編を年間8回以上実施し、説明会資料を工夫・充実するなど内容の充実を図り、補助金説明会後に実施するアンケートにおける理解度を毎年度90%以上とする。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 補助事業</p> <p>(1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。</p> <p>(2)補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>①一般補助において、教育の質に係る客観的指標を強化し、メリハリある配分を継続するとともに、特別補助における交付要件・対象の見直し等、必要な取組を行う。</p> <p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補助金説明会について、参加者の習熟度やニーズ等に応じて、コース別の説明会として、実践編を9回以上・基礎編を8回以上実施する。その際、会計検査院実地検査における指摘例とともに、申請ミスの発生要因を分析し再発防止に向けた説明内容を充実する。</p> <p>② 補助金説明会の理解度等のアンケートを実施し、理解度を90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図る。</p> <p>③ 各私立大学等の実地調査を行い、補助金の適正な執行の確認を行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。</p> <p>④ 配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、注意を喚起するために、電子窓口、私学関係団体の研修会及び広報誌などにより各私立大学等に周知する。</p>
1-2 貸付事業	<p>3. 2 貸付事業</p> <p>(1)学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握するとともに、貸付財源を安定的に確保する。また、</p>	<p>2 貸付事業</p> <p>(1)学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。</p>	<p>2 貸付事業</p> <p>(1)学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。</p>

<p>学校法人等のニーズに応じた利便性の向上に努めるなど、必要に応じ融資制度の見直しを行う。</p> <p>(2)適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収に努める。</p>	<p>①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。</p> <p>②現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合を毎年度、融資制度 89%以上、利便性 70%以上とする。</p> <p>(2)少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれるなど、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。</p> <p>②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを充実し、早期に経営状況等の変化を把握するとともに必要に応じた対応策を講じる。</p> <p>③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度 95%以上とする。</p> <p>また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収を図る。</p> <p>④今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、令和4年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.1%以下に抑制する。</p>	<p>① 学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。</p> <p>② 現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合を、融資制度 89%以上、利便性 70%以上とする。</p> <p>③ 平成 28 年熊本地震により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧のため、引き続き通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行う。</p> <p>(2)少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれるなど、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 与信審査の向上のため、必要に応じて現地訪問を実施する。与信審査においては、諸データを活用し、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家の意見を参考とする。</p> <p>② 滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握するとともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。</p> <p>③ 返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を 95%以上とする。</p> <p>また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに、法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収を図る。</p> <p>④ 長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及び保全に努め、令和4年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.1%以下に抑制する。</p>
--	---	---

<p>1-3 経営支援・情報提供事業</p>	<p>3. 3経営支援・情報提供事業</p> <p>(1)私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かせるよう、事業横断的に支援できる体制等を構築する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。</p> <p>(2)私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、好事例を含めた私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積</p>	<p>3経営支援・情報提供事業</p> <p>(1)私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <p>①私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かすため、助成業務が持つ学校法人の情報を集約し一元的に管理するなど助成業務の各事業が連携し、私立学校に対して、経営支援・情報提供等が可能となるよう、業務内容と各種情報の整備を行い、調査・収集・分析機能を有する体制等を構築し、計画的に強化する。</p> <p>②文部科学省と連携し、大学教育研究の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等に向け、教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。</p> <p>なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に 80%以上とする。</p> <p>(2)私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、各種情報をホームページ等に掲</p>	<p>3経営支援・情報提供事業</p> <p>(1)私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成業務の各事業が連携して、私立学校に対し、経営支援・情報提供等を行うため、一元管理された情報を経営支援等で分析活用する。あわせて、私立学校の教育改革及び経営改善への支援を行うため、好事例の収集と提供を行う。</p> <p>② 文部科学省と連携し、教育研究の質の向上に資する取組への支援、経営の安定化等に向け、各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、「補助事業」「貸付事業」とも連携しつつ経営相談等を強化するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施し、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を80%以上とする。また、前年度の集計結果を検証し、経営相談の充実を図る。</p> <p>イ 学校法人の経営状態について、経営判断指標や、助成業務が有する情報をもとに、詳細なモニタリングを行う。</p> <p>ウ 経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用する。</p> <p>エ 附属病院経営に関する相談に対応するため、実務経験者から蓄積したノウハウを活用し、附属病院の実態を把握するためのアンケートの実施、その集計・分析と情報提供を行い、相談体制を充実する。</p> <p>オ 文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、経営相談を実施する。特に、経営指導強化指標に該当し、直ちに適切な経営改善が必要とされた学校法人に対して、経営改善計画作成等の経営相談を積極的に実施する。経営相談にあたっては、学校法人経営相談チームの委員を効果的に活用する。</p> <p>カ 教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD支援を実施する。</p> <p>③ 学校法人のガバナンス機能及び経営力強化に資するための調査・研究等について集計・分析を行い、結果を公表する。</p> <p>(2)私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえた項目の追加・見直し等</p>
----------------------------	---	--	---

	<p>極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。</p>	<p>載するとともに、セミナーや研修会等において学校法人への提供を行い、経営相談等においても活用する。また、提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえた項目の追加・見直し等の改善を図る。特に、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報については年間10件以上提供する。</p>	<p>を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。 ② 「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの活用に関する案内を広報誌等で行い、利用促進を図る。 ③ 大学、短期大学のリーダーを対象とするリーダーズセミナーを2回実施する。募集定員については80名以上とする。 ④ 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを2回実施する。 ⑤ 学校法人の経営改善に資するため、必要に応じて以下の刊物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の私学財政 ・私立大学・短期大学等入学志願動向 ・私立高等学校入学志願動向 ⑥ 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報を収集し、10件以上提供する。 ⑦ 学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を行うため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、セミナー等において説明する。
<p>1-4 寄付金事業</p>	<p>3. 4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多面的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知などの支援を行う。</p>	<p>4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多面的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。 学校法人等の寄付金募集活動に資するため、学校法人等を行う研修会等において寄付金募集活動の実態や寄付金制度等の周知活動を年間12件以上行う。</p> <p>② 広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知などの支援を行うため、経済団体等への訪問等を年間21件以上行う。</p>	<p>4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多面的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るため、以下の取組を年間12件以上行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等に職員を派遣する。 イ 学校法人等が行う寄付金募集に係る職員研修会等に職員を派遣する。 ウ 周年記念事業等で寄付金募金活動を行った学校法人等を対象に新たな寄付金募集活動を促進させるための支援を行う。 ② 社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイト(学校法人等の寄付金募

	(2)平成 30 年度から新たに資金を交付する「若手・女性研究者奨励金事業」については、制度の更なる周知を図るなど、寄付金確保の取組を充実する。	(2)「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第4期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を1.5億円以上とする。	集情報を集約したWebサイト)の周知を目的として、経済団体等への訪問等を年間21件以上行う。 (2)「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金(募金目標額4,000万円)を確保するため、制度に対する幅広い社会一般からの理解を得ることを目的として以下の取組を行う。 ①「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による支援を求めるため、企業等への訪問活動を行う。 ②「若手・女性研究者奨励金事業」への寄付金獲得の促進を図る観点から、制度周知のための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットを作成する。 ③「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、寄付者や本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切な見直しを行う。
1-5 学術研究振興基金・資金事業	3. 5学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。	5学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間80百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。	5学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、以下の取組を行う。 ①学術研究振興資金を80百万円以上交付する。 ②長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、長期的視点に基づき「学術研究振興基金」の効率的な運用に取り組む。また、運用を開始した資産については、学術研究振興基金運用検討委員会において、金融商品の特徴に応じたリスク評価を行い、運用を継続することの適正性について検証等を行う。
1-6 減免資金交付事業	3. 6減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	6減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	6減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。
2-1 業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制の確立	4. 業務運営の効率化に関する事項 4. 1効率的な業務運営体制の確立 (1)「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。 (2)「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設	2. 業務運営の効率化に関する事項 1効率的な業務運営体制の確立 (1)「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。 (2)「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設	2. 業務運営の効率化に関する事項 1効率的な業務運営体制の確立 (1)私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行う。 (2)「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOの設置等の体制整備を行う。

	設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。	
2-2 経費等の見直し・効率化	4. 2経費等の見直し・効率化 事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。	2経費等の見直し・効率化 助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間171百万円以下、自己収入額を年間8百万円以上とする。	2経費等の見直し・効率化 経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。 (1) 予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努める。 (2) 経費の見直し、効率化を進めることにより一般管理費については171百万円以下とする。 (3) 刊行物の販売収入等自己収入を8百万円以上確保する。
2-3 契約の適正化	4. 3契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	3契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	3契約の適正化 契約の適正化について、以下の取組を行う。 (1) 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。 (2) 一者応札が発生した場合、改善に向けた原因の分析又は取組を行う。 (3) 契約状況について、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。
3-1 財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	5. 財務内容の改善に関する事項 5. 1収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。併せて、私立学校施設の耐震化を促進するため、平成23年度から平成27年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第4期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。	3. 財務内容の改善に関する事項 1収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。あわせて私立学校施設の耐震化を促進するため平成23年度から平成27年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第4期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。	3. 財務内容の改善に関する事項 1収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。また、令和元年度以降は耐震化促進のための低利融資事業の影響が縮小されるものの、引き続き利息収支差を始めとした収支状況を把握分析し検証を行う。
3-2 財務内容の管理の適正化	5. 2財務内容の管理の適正化 事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	2財務内容の管理の適正化 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	2財務内容の管理の適正化 (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、令和3事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。 (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。

<p>3-3 人件費の適正化</p>	<p>5. 3人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>	<p>3人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>	<p>3人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>
<p>3-4 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>—</p>	<p>4 予算、収支計画及び資金計画 ① 予算 別紙1のとおり ② 収支計画 別紙2のとおり ③ 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>4 予算、収支計画及び資金計画 ① 予算 別紙1のとおり ② 収支計画 別紙2のとおり ③ 資金計画 別紙3のとおり</p>
<p>3-5 短期借入金の限度額</p>	<p>—</p>	<p>5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし</p>	<p>5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし</p>
<p>4-1 その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項 6. 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。</p>	<p>4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。</p>	<p>4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、必要に応じ、内部統制の充実・強化を図る。 (1) 法人のミッションの周知徹底 中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。 (2) 内部監査の充実・強化 内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。 (3) リスク管理 業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を行う。</p>

<p>4-2 情報セキュリティに関する事項</p>	<p>6. 2 情報セキュリティに関する事項 引き続き、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(サイバーセキュリティ戦略本部決定)」に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。</p>	<p>2 情報セキュリティに関する事項 政府機関統一基準に沿って見直した事業団情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。 (2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。</p>	<p>2 情報セキュリティに関する事項 政府機関統一基準に沿って見直した事業団情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 全職員を対象とした研修を実施する。 (2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。</p>												
<p>4-3 事業に関する情報開示</p>	<p>6. 3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>	<p>3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度 100 件以上とする。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>	<p>3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、開示件数を 100 件以上とする。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>												
<p>4-4 施設・設備に関する事項</p>	<p>6. 4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。</p>	<p>4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年度～令和 4 年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団 (助成勘定)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所改修工事</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	施設・整備の内容	金額	備考	事務所改修工事	18	-	<p>4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団 (助成勘定)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所設備更新</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	施設・整備の内容	金額	備考	事務所設備更新	0	-
施設・整備の内容	金額	備考													
事務所改修工事	18	-													
施設・整備の内容	金額	備考													
事務所設備更新	0	-													
<p>4-5 人事に関する事項</p>	<p>6. 5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図る。</p>	<p>5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図る。</p>	<p>5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図る。</p>												

<p>4-6 研修等助成に関する事項</p>	<p>6. 6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。</p>	<p>6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。</p> <p style="text-align: center;">平成30年度～令和4年度研修等助成に関する計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）</p> <p style="text-align: center;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>助成金交付額</th> <th>厚生年金勘定への繰入額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">84</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> </tbody> </table>	助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計	84	36	120	<p>6 研修等助成に関する事項 前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。</p>
助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計							
84	36	120							
<p>4-7 中期目標期間を超える債務負担</p>	<p>—</p>	<p>7 中期目標期間を超える債務負担 なし</p>	<p>7 中期目標期間を超える債務負担 なし</p>						